

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	厚生労働統計功労者功績表彰及び厚生労働省政策統括官表彰に係る被表彰候補者推薦事務名簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	厚生労働統計功労者功績表彰及び厚生労働省政策統括官表彰に係る被表彰候補者を熊本県に対して推薦する際に使用するもの。	
記録項目	1.調査年、2.調査名、3.氏名、4.生年月日、5.住所、6.電話番号、7.職業、8.管轄、9.推薦回数	
記録範囲	厚生労働統計に従事した調査員	
記録情報の収集方法	本人からの聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	みなし仮設住宅入居世帯管理台帳
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課
個人情報ファイルの利用目的	平成 28 年熊本地震において被災し、みなし仮設住宅に入居した世帯の支援状況等を把握するため
記録項目	1.ID、2.仮設区分、3.申込番号、4.契約番号、5.リスト区分、6.個人情報提供可否、7.訪問履歴（1 回目）：訪問日、8.訪問履歴（1 回目）：訪問者、9.訪問履歴（1 回目）：状況、10.訪問履歴（1 回目）：不在票への反応、11.訪問履歴（2 回目）：訪問日、12.訪問履歴（2 回目）：訪問者、13.訪問履歴（2 回目）：状況、14.訪問履歴（2 回目）：不在票への反応、15.訪問履歴（3 回目）：訪問日、16.訪問履歴（3 回目）：訪問者、17.訪問履歴（3 回目）：状況、18.訪問履歴（3 回目）：不在票への反応、19.世帯主氏名、20.世帯主フリガナ、21.世帯主生年月日、22.世帯主年齢、23.世帯主年齢、24.世帯主性別、25.世帯主職業、26.世帯主要援護情報、27.世帯基礎情報（現況）：住所、28.世帯基礎情報（現況）：行政区、29.世帯基礎情報（現況）：校区、30.世帯基礎情報（現況）：所在地抽出、31.世帯基礎情報（現況）：入居日、32.世帯基礎情報（現況）：入居開始日、33.世帯基礎情報（現況）：入居終了日、34.世帯基礎情報（現況）：延長後終了日、35.世帯基礎情報（現況）：再延長後終了日、36.世帯基礎情報（現況）：再々延長後終了日、37.世帯基礎情報（現況）：退去日、38.世帯基礎情報（現況）：退去理由、39.世帯基礎情報（現況）：転居先区分、40.世帯基礎情報（現況）：転居先住所、41.世帯基礎情報（現況）：緊急通報装置貸与の有無、42.世帯基礎情報（現況）：電話番号、43.世帯基礎情報（現況）：電話番号、44.生保区分、45.障がい（身体・精神・療育手帳）の有無、46.障がい（身体・精神・療育手帳）の内容、47.車椅子の有無、48.小学生有無、49.高齢者有無、50.要援護有無、51.車イス有無、52.駐車場有無、53.ペット情報：飼育有無、54.ペット情報：種類、55.ペット情報：頭数、56.ペット情報：ペットアレルギー、57.世帯基礎情報（被災時）：住所、58.世帯基礎情報（被災時）：行政区、59.世帯基礎情報（被災時）：校区、60.世帯基礎情報（被災時）：り災区分、61.世帯基礎情報（被災時）：住居区分、62.みなし民間賃貸住宅情報：家賃、63.みなし民間賃貸住宅情報：貸主、64.みなし民間賃貸住宅情報：仲介業者、65.みなし民間賃貸住宅情報：担当者、66.みなし民間賃貸住宅情報：連絡先電話番号、67.みなし民間賃貸住宅情報：連絡先 FAX、68.同居人、69.同居人、70.同居人、71.同居人、72.同居人、73.同居人、74.同居人、75.同居人、76.同居人、77.同居人、78.第 1 回調査情報：2 支援メニューの申請状況（申請有無）、79.第 1 回調査情報：2 支援メニューの申請状況（制度周知の有無）、80.第 1 回調査情報：3 震災の影響（家族状況の変化の有無）、81.第 1 回調査情報：3 震災の影響（家族状況の変化内容）、82.第 1 回調査情報：3 震災の内容（収入状況の変化の有無）、83.第 1 回調査情報

	報：3 震災の内容(収入状況の変化内容) 84.第1回調査情報：3 震災の内容(収入内容) 85.第1回調査情報：3 震災の内容(年収) 86.第1回調査情報：4 家族の健康状態(不安の有無) 87.第1回調査情報：4 家族の健康状態(不安の内容) 88.第1回調査情報：5 自治会(震災前) 89.第1回調査情報：5 自治会(現在) 90.第1回調査情報：6 市政だより(配送状況) 91.第1回調査情報：7 相談事項(世帯分類・の有無) 92.第1回調査情報：7 相談事項(～H30.3分類) 93.第1回調査情報：7 相談事項(～H30.3分類の詳細内容) 94.第1回調査情報：7 相談事項(～H30.4分類) 95.第1回調査情報：7 相談事項(～H30.4分類の詳細内容) 96.第1回調査情報：7 相談事項(H31.1～分類) 97.第1回調査情報：7 相談事項(H31.1～分類の詳細内容) 98.第1回調査情報：7 相談事項(集計用分類) 99.第1回調査情報：7 相談事項(県分類) 100.第1回調査情報：7 相談事項(再建困難者支援事業の活用状況) 101.第1回調査情報：7 相談事項(H29収入区分) 102.第1回調査情報：7 相談事項(H29所得区分) 102.第1回調査情報：7 相談事項(備考) 103.第1回調査情報：7 相談事項(自宅居住の可否) 104.第1回調査情報：7 相談事項(民賃居住の可否) 105.第1回調査情報：7 相談事項(公営住宅居住の可否) 106.第1回調査情報：7 相談事項(その他住宅居住の可否) 107.第1回調査情報：7 相談事項(判定) 108.第1回調査情報：7 相談事項(相談先) 109.第1回調査情報：7 相談事項(相談内容) 110.第1回調査情報：7 相談事項(住まい再建方針) 111.第1回調査情報：7 相談事項(住まい再建方針詳細内容) 112.第1回調査情報：自由記載欄、113.フォロー要否、114.要支援有無、115.要見守り有無、116.見守り頻度、117.つなぎ先、118.関係機関への連絡日、119.関係機関の連絡先・内容、120.対応状況、121.名簿提供の同意の有無：民児協、122.名簿提供の同意の有無：ささえりあ、123.名簿提供日：民児協、124.名簿提供日：ささえりあ、125.声掛け訪問：社協、126.声掛け訪問：看護師、127.フォロー予定月、128.フォロー状況：1回目、129.フォロー状況：2回目、130.フォロー状況：3回目、131.フォロー状況：4回目、132.フォロー状況：5回目、133.フォロー状況：6回目、134.フォロー状況：7回目、135.フォロー状況：8回目、136.フォロー状況：9回目、137.フォロー状況：10回目、138.フォロー状況：11回目、139.フォロー状況：12回目、140.フォロー状況：13回目、141.フォロー状況：14回目、142.フォロー状況：15回目、143.フォロー状況：16回目、144.フォロー状況：17回目、145.フォロー状況：18回目、146.フォロー状況：19回目、147.フォロー状況：20回目、148.フォロー状況：21回目、149.フォロー状況：22回目、150.フォロー状況：23回目、151.フォロー状況：24回目、152.フォロー状況：25回目、153.フォロー状況：26回目、154.フォロー状況：27回目、155.フォロー状況：28回目、156.フォロー状況：29回目、157.フォロー状況：30回目、158.個別支援会議開催日、159.フォロー終結日、160.(住まい)個別支援会議開催日、161.(住まい)フォロー終了日、162.2/16までに
--	---

	入力されていた内容、163.フォロー終結後の状況把握：対象（元分類・状況） 164.フォロー終結後の状況把握：状況把握日、165.フォロー終結後の状況把握：担当者名、166.フォロー終結後の状況把握：確認方法、167.フォロー終結後の状況把握：詳細内容、168.フォロー終結後の状況把握：フォロー要否、169.フォロー否の場合の6ヶ月後の状況把握：状況把握日、170.フォロー否の場合の6ヶ月後の状況把握：担当者名、171.フォロー否の場合の6ヶ月後の状況把握：確認方法、172.フォロー否の場合の6ヶ月後の状況把握：詳細内容、173.フォロー否の場合の6ヶ月後の状況把握：フォロー要否、174.退去後の状況把握：状況把握日、175.退去後の状況把握：担当者名、176.退去後の状況把握：確認方法、177.退去後の状況把握：詳細内容、178.退去後の状況把握：フォロー要否、179.退去後の状況把握：つなぎ先、180.退去後の状況把握：つなぎ先での対応状況（確認日） 181.退去後の状況把握：つなぎ先での対応状況（状況） 182.退去後の状況把握：つなぎ先での対応状況（備考） 183.住まい再建に関する聞き取り調査：確認日、184.住まい再建に関する聞き取り調査：確認方法、185.住まい再建に関する聞き取り調査：確認相手方、186.住まい再建に関する聞き取り調査：自宅再建（方法） 187.住まい再建に関する聞き取り調査：自宅再建（契約の有無） 188.住まい再建に関する聞き取り調査：自宅再建（再建完了時期） 190.住まい再建に関する聞き取り調査：自宅再建（課題） 191.住まい再建に関する聞き取り調査：自宅再建（課題詳細） 192.住まい再建に関する聞き取り調査：民間賃貸住宅（確認方法） 193.住まい再建に関する聞き取り調査：民間賃貸住宅（入居希望時期） 194.住まい再建に関する聞き取り調査：民間賃貸住宅（物件探しの方法） 195.住まい再建に関する聞き取り調査：民間賃貸住宅（具体的行動の有無） 196.住まい再建に関する聞き取り調査：民間賃貸住宅（課題） 197.住まい再建に関する聞き取り調査：民間賃貸住宅（課題詳細） 198.住まい再建に関する聞き取り調査：民間賃貸住宅（伴走型への紹介） 199.住まい再建に関する聞き取り調査：公営住宅（申請の有無） 200.住まい再建に関する聞き取り調査：公営住宅（住宅課への紹介日） 201.住まい再建に関する聞き取り調査：その他、201.住まい再建に関する聞き取り調査：福祉的支援つなぎ先（日付） 201.住まい再建に関する聞き取り調査：福祉的支援つなぎ先（つなぎ先） 202.住まい再建に関する聞き取り調査：福祉的支援つなぎ先（内容） 203.意向調査：延長希望 or 延長申請：審査中、204.住まい意向調査結果：回収日、205.住まい意向調査結果：延長希望の有無、206.住まい意向調査結果：回収内容（自宅） 207.住まい意向調査結果：回収内容（民賃） 208.住まい意向調査結果：回収内容（公営） 209.住まい意向調査結果：回収内容（その他） 210.住まい意向調査結果：伴走型の支援要否、211.みなし延長の申出状況：回収日、212.みなし延長の申出状況：再建意向、213.みなし延長の申出状況：延長理由、214.みなし延長の申出状況：再建時期、211.みなし延長の申出状況：結果通知日、215.みなし延長の申出状況：審査結果、216.みなし延長の申出状況：「否」理由、217.【新要件】みなし延長の申出状況：受付日、218.
--	---

	【新要件】みなし延長の申出状況：再々契約延長理由、219.【新要件】みなし延長の申出状況：退去予定月、220.【新要件】みなし延長の申出状況：結果通知日、221.【新要件】みなし延長の申出状況：審査結果、222.【新要件】みなし延長の申出状況：「否」理由、223.被災者向け公営住宅の申込状況：申込№、224.被災者向け公営住宅の申込状況：受付日、225.被災者向け公営住宅の申込状況：市営住宅希望（区）、226.被災者向け公営住宅の申込状況：市営住宅希望（地域・団地）、227.被災者向け公営住宅の申込状況：災害公営希望、228.被災者向け公営住宅の申込状況：紹介部屋、229.被災者向け公営住宅の申込状況：内容（ただし、本人拒否の可能性あり）、230.被災者向け公営住宅の申込状況：契約（予定日）、231.被災者向け公営住宅の申込状況：契約状況、232.被災者向け公営住宅の申込状況：辞退（申込辞退）、233.被災者向け公営住宅の申込状況：県分類、234.再建状況調査結果（H30.11 実施）：調査対象、235.再建状況調査結果（H30.11 実施）：回収方法、236.再建状況調査結果（H30.11 実施）：回収日、237.再建状況調査結果（H30.11 実施）：入力日、238.再建状況調査結果（H30.11 実施）：自宅（契約状況）、239.再建状況調査結果（H30.11 実施）：自宅（完成時期）、240.再建状況調査結果（H30.11 実施）：自宅（契約時期）、241.再建状況調査結果（H30.11 実施）：民賃（入居先）、242.再建状況調査結果（H30.11 実施）：民賃（内諾）、243.再建状況調査結果（H30.11 実施）：民賃（転居時期）、244.再建状況調査結果（H30.11 実施）：公営（申込状況）、245.再建状況調査結果（H30.11 実施）：その他（入居先）、246.再建状況調査結果（H30.11 実施）：その他（その他の場合）、247.再建状況調査結果（H30.11 実施）：備考、248.H29 年度税情報：収入金額、249.H29 年度税情報：所得金額、250.備考、251.未就学児人数（H31.4.1 時点）、252.未就学児世帯数（H31.4.1 時点）、253.小学生人数（H31.4.1 時点）、254.小学生人数（H31.4.1 時点）、255.中学生人数（H31.4.1 時点）、256.中学生世帯数（H31.4.1 時点）、257.6 歳未満の乳幼児人数・世帯数、258.65～74 歳の高齢者人数・世帯数、259.75 歳以上の高齢者人数・世帯数、260.65 歳以上の世帯、261.65 歳以上の独居世帯、262.高齢者のみ世帯、263.高齢者のみ人数、264.入居者数、265.65 歳以上の人数、266.伴走型 フォロー情報：意向アンケート調査（目途）、267.伴走型 フォロー情報：意向アンケート調査（希望 1）、268.伴走型 フォロー情報：意向アンケート調査（希望 2）、269.伴走型 フォロー情報：意向アンケート調査（再建時期）、270.伴走型 フォロー情報：意向アンケート調査（ご不安）、271.伴走型 フォロー情報：意向アンケート調査（世帯員数）、272.伴走型 フォロー情報：意向アンケート調査（年収）、273.伴走型 フォロー情報：意向アンケート調査（ペット）、274.伴走型 フォロー情報：意向アンケート調査（最高齢者）、275.伴走型 フォロー情報：意向アンケート調査（要支援・介護）、276.伴走型 フォロー情報：意向アンケート調査（身障）、277.伴走型 フォロー情報：意向アンケート調査（身障部位）、278.伴走型 フォロー情報：意向アンケート調査（精福）、279.伴走型 フォロー情報：意向アンケート調査（療育）、280.伴走
--	--

	型　フォロー情報：訪問等フォロー状況（連絡先氏名） 281.伴走型　フォロー情報：訪問等フォロー状況（連作先 TEL） 282.伴走型　フォロー情報：訪問等フォロー状況（最終対応日） 283.伴走型　フォロー情報：訪問等フォロー状況（再建方針） 284.伴走型　フォロー情報：訪問等フォロー状況（進捗・対応状況） 285.伴走型　フォロー情報：訪問等フォロー状況（協力団体・業者） 286.伴走型　フォロー情報：訪問等フォロー状況（協力担当者） 287.伴走型　フォロー情報：訪問等フォロー状況（協力 TEL） 288.伴走型　フォロー情報：訪問等フォロー状況（依頼日） 289.伴走型　フォロー情報：訪問等フォロー状況（結果） 290.伴走型　フォロー情報：訪問等フォロー状況（住居確保日） 291.伴走型　フォロー情報：訪問等フォロー状況（備考・自由記載欄） 292.その他情報共有が必要と思われる事項	
記録範囲	平成 28 年熊本地震において被災し、みなし仮設住宅に入居した世帯の世帯主及び世帯員	
記録情報の収集方法	・世帯状況調査票等の調査票 ・訪問・電話等による世帯への聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601　熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル　□有　■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名　称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601　熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名　称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備　　考	台帳は Excel ファイル形式で管理しており、各区毎（市外含む）に分か	

	れている
--	------

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	仮設住宅退去世帯管理台帳
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課
個人情報ファイルの利用目的	平成 28 年熊本地震において被災し、応急仮設住宅等に入居し、その後退去した世帯の状況等を把握するため
記録項目	1.ID、2.仮設区分、3.契約番号等、4.仮設・団地名、5.棟番号、6.部屋番号、7.個人情報提供の可否、8.世帯主変更履歴、9.世帯主変更理由、10.世帯主氏名、11.世帯主フリガナ、12.世帯主生年月日、13.世帯主年齢、14.世帯主性別、15.世帯主要援護情報、16.仮設住宅住所、17.仮設住宅行政区、18.仮設住宅校区、19.仮設住宅退去日、20.退去理由、21.退去先種別、22.退去先住所、23.退去先校区、24.緊急通報装置の有無、25.電話番号、26.電話番号、27.生活保護の有無、28.障がい（身体・精神・療育手帳）の有無、29.障がい（身体・精神・療育手帳）の内容、30.被災住所、31.被災行政区、32.被災校区、33.り災区分、34.被災住居区分、35.同居人、36.同居人、37.同居人、38.同居人、39.同居人、40.同居人、41.同居人、42.同居人、43.同居人、44.同居人、45.世帯分類・の有無、46.世帯分類（～H30.3月）47.世帯分類（～H30.4月）48.世帯分類（H31.1月～）49.県分類、50.生活再建困難者支援事業活用の有無、48.つなぎ先、49.関係機関への連絡日、50.関係機関の連絡先・内容、51.対応状況、52.名簿提供同意の有無：民児協、53.名簿提供同意の有無：ささえりあ、54.個別支援会議開催日（日常生活）54.フォロー終結日（日常生活）55.個別支援会議開催日（住まい）56.フォロー終結日（住まい）57.個別支援会議（直近）：会議日、58.個別支援会議（直近）：会状況、59.個別支援会議（直近）：関係機関（担当者名）60.個別支援会議（直近）：支援方針（検討結果）61.フォロー終結後の状況把握：対象元分類、62.フォロー終結後の状況把握：状況把握日、63.フォロー終結後の状況把握：担当者名、64.フォロー終結後の状況把握：確認方法、65.フォロー終結後の状況把握：詳細内容、66.フォロー終結後の状況把握：フォロー要否、67.フォロー否の場合の6ヶ月後の状況把握：状況把握日、68.フォロー否の場合の6ヶ月後の状況把握：担当者名、69.フォロー否の場合の6ヶ月後の状況把握：確認方法、70.フォロー否の場合の6ヶ月後の状況把握：詳細内容、71.フォロー否の場合の6ヶ月後の状況把握：フォロー要否、72.退去後の状況把握：状況把握日、73.退去後の状況把握：担当者名、74.退去後の状況把握：確認方法、75.退去後の状況把握：詳細内容、76.退去後の状況把握：フォロー要否、77.退去後の状況把握：つなぎ先、78.退去後の状況把握：状況把握日、79.退去後の状況把握：つなぎ先での対応状況（確認日）80.退去後の状況把握：つなぎ先での対応状況（状況）81.退去後の状況把握：つなぎ先での対応状況（備考）82.未就学児人数（R2.4.1時点）83.未就学児世帯数（R2.4.1時点）84.小学生人数（R2.4.1時点）85.小学生人数（R2.4.1時点）86.中学生人数（R2.4.1

	時点) 87.中学生世帯数 (R2.4.1 時点) 88.6 歳未満の乳幼児人数・世帯数、89.65～74 歳の高齢者人数・世帯数、90.75 歳以上の高齢者人数・世帯数、91.65 歳以上の世帯、92.65 歳以上の独居世帯、93.高齢者のみ世帯、94.高齢者のみ人数、95.入居者数、96.65 歳以上の人数、96.(県) 退去後スクリーニング：住まいの再建方法、97.(県) 退去後スクリーニング：被災前住居区分、98.(県) 退去後スクリーニング：仮設退去後支援区分、99.(県) 退去後スクリーニング：分類、100.(県) 退去後スクリーニング：現在の課題 (困り事) 100.(県) 退去後スクリーニング：今後の対応、101.(県) 退去後スクリーニング：保健師等による支援頻度、102.(県) 退去後スクリーニング：つなぎ先、103.(県) 退去後スクリーニング：つなぎ先分野、104.生活・健康調査後の状況：状況確認の有無、105.生活・健康調査後の状況：状況確認日、106.生活・健康調査後の状況：調査対応後区分、107.生活・健康調査後の状況：分類、108.スクリーニング (最新)：区分確認日、109.スクリーニング (最新)：確認後区分、110.スクリーニング (最新)：分類、111.スクリーニング (最新)：未確認世帯確認リスト確認日、112.スクリーニング (最新)：世帯判定、113.スクリーニング (最新)：現在の課題 (困り事) 114.スクリーニング (最新) つなぎ先、108.スクリーニング (最新)：区分確認日、115.聞き取り状況、116.特記事項、117.特記事項 、118.世帯判定が A の場合、A 台帳への記載の有無、119.【市外みなし入居世帯のみ】居住先自治体によるフォロー履歴：フォロー依頼自治体への退去報告、120.【市外みなし入居世帯のみ】居住先自治体によるフォロー履歴：フォロー依頼自治体への延長可否報告、121.【市外みなし入居世帯のみ】居住先自治体によるフォロー履歴：要フォローの理由、122.【市外みなし入居世帯のみ】居住先自治体によるフォロー履歴：フォローの内容、123.【市外みなし入居世帯のみ】居住先自治体によるフォロー履歴：フォロー実施機関	
記録範囲	平成 28 年熊本地震において被災し、応急仮設住宅等に入居し、その後退去した世帯の世帯主	
記録情報の収集方法	・世帯状況調査票等の調査票 ・訪問・電話等による世帯への聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の	該当	

募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課(情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	台帳は Excel ファイル形式で管理しており、各区毎(市外、不明、死亡含む)に分かれている

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	第 11 回特別弔慰金受付簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	第 11 回特別弔慰金の申請者の情報を記録し、申請状況を記録・確認するため	
記録項目	1.請求書番号、2.戦没者氏名（漢字）、3.戦没者氏名（カナ）、4.戦没者生年月日、5.戦没者死亡年月日、6.除籍時本籍等、7.請求書者氏名（漢字）、8.請求者氏名（カナ）、9.請求者郵便番号、10.請求者住所（漢字）、11.請求者住所（カナ）、12.請求者生年月日、13.請求者続柄、14.前回受付状況、15.備考（メモ）、16.最終受付日、17.受付窓口、18.請求年月日、19.請求者電話番号、20.被相続人氏名（漢字）、21.被相続人氏名（カナ）、22.被相続人死亡年月日、23.被相続人続柄、24.代理人氏名（漢字）、25.代理人氏名（カナ）、26.代理人郵便番号、27.代理人住所（漢字）、28.代理人住所（カナ）、29.代理人区分、30.戦没者県外本籍、31.政策課へ発送日、32.政策課へ不足書類送付日、33.政策課受付日、34.県へ発送日、35.県から整備依頼、36.整備依頼各区へ送付、37.整備依頼回答政策課受付、38.県へ整備依頼回答、39.請求取下書、40.却下通知書、41.却下番号、42.裁定日、43.裁定番号、44.国債券受取日、45.国債券区へ受渡日、46.請求者へ国債券受渡日、47.受領簿の NO.、48.手続委任状、49.受取委任状、50.決裁番号、51.健福発送日、52.受付窓口電話番号、53.窓口 NO.	
記録範囲	第 11 回特別弔慰金を申請した者	
記録情報の収集方法	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書（本人または本人から委任を受けた代理人、成年後見人等の法定代理人からの提出）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （ 電算処理ファイル ）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （ マニュアル処理ファイル ）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	各区役所・総合出張所ごとに受付簿が存在し、それらをひとつにまとめたもの。

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	第 11 回特別弔慰金予約管理簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	第 11 回特別弔慰金の申請予約を管理するため	
記録項目	1.戦没者名、2.申請者名、3.過去申請の有無、4.前回請求者名、5.連絡先	
記録範囲	第 11 回特別弔慰金の申請予約をとった者	
記録情報の収集方法	電話で情報聞き取り、前回の申請者リスト	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考	各区役所・総合出張所ごとに予約管理簿が存在する。	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	第 11 回特別弔慰金未請求者リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	第 11 回特別弔慰金の未請求者へ対し勸奨通知を送送する際に使用する ため	
記録項目	1.NO.、2.国債種別（前回）、3.裁定通知書記号番号（前回）、4.代理受領者コード、5.請求者氏名（漢字）、6.請求者氏名（フリガナ）、7.生年月日、8.戦没者との続柄、9.郵便番号、10.住所、11.電話番号、12.戦没者氏名、13.生年月日、14.死亡年月日、15.被相続人氏名、16.死亡年月日、17.戦没者との続柄、18.代理人氏名、19.代理人区分、20.郵便番号、21.住所、22.備考欄、23.請求者死亡日、24.転居先郵便番号、25.転居先住所	
記録範囲	第 10 回特別弔慰金を申請した者で、第 11 回が未請求の者（R4.5.26 時点）	
記録情報の収集方法	熊本県からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	第 8 回特別弔慰金申請者リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	第 8 回特別弔慰金の申請者情報を確認するため	
記録項目	1.請求書番号、2.戦没者氏名（漢字） 3.戦没者氏名（カナ） 4.戦没者生年月日、5.戦没者死亡年月日、6.除籍時本籍等、7.請求書者氏名（漢字） 8.請求者氏名（カナ） 9.請求者郵便番号、10.請求者住所（漢字） 11.請求者住所（カナ） 12.請求者生年月日、13.請求者続柄、14.被相続人氏名（漢字） 15.被相続人氏名（カナ） 16.被相続人死亡年月日、17.被相続人続柄、18.代理人氏名（漢字） 19.代理人氏名（カナ） 20.代理人郵便番号、21.代理人住所（漢字） 22.受付日、23.電話番号、24.受付場所、25.経過、26.裁定通知、27.受付日	
記録範囲	第 8 回特別弔慰金を申請した者	
記録情報の収集方法	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書（本人または本人から委任を受けた代理人、成年後見人等の法定代理人からの提出）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が	-	

含まれているときはその旨	
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	第 10 回特別弔慰金申請者リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	第 10 回特別弔慰金の申請者情報を確認するため	
記録項目	1.請求書番号、2.戦没者氏名（漢字） 3.戦没者氏名（カナ） 4.戦没者生年月日、5.戦没者死亡年月日、6.除籍時本籍等、7.請求書者氏名（漢字） 8.請求者氏名（カナ） 9.請求者郵便番号、10.請求者住所（漢字） 11.請求者住所（カナ） 12 請求者生年月日、13.請求者続柄、14.前回受付状況、15.備考（メモ） 16.最終受付日、17.受付窓口、18.請求年月日、19.請求者電話番号、20.被相続人氏名（漢字） 21.被相続人氏名（カナ） 22.被相続人死亡年月日、23.被相続人続柄、24.代理人氏名（漢字） 25.代理人氏名（カナ） 26.代理人郵便番号、27.代理人住所（漢字） 28.代理人住所（カナ） 29.代理人区分、30.戦没者県外本籍、31.政策課へ発送日、32.政策課へ不足書類送付日、33.政策課受付日、34.県へ発送日、35.県から整備依頼、36.整備依頼各区へ送付、37.整備依頼回答政策課受付、38.県へ整備依頼回答、39.請求取下書、40.却下通知書、41.却下番号、42.裁定日、43.裁定番号、44.国債券受取日、45.国債券区へ受渡日、46.請求者へ国債券受渡日、47.受領簿の NO.、48.手続委任状、49.受取委任状、50.決裁番号、51.健福発送日、52.受付窓口電話番号、53.窓口 NO.	
記録範囲	第 10 回特別弔慰金を申請した者	
記録情報の収集方法	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書（本人または本人から委任を受けた代理人、成年後見人等の法定代理人からの提出）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情	（ 名 称 ）—	

報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(所在地) —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戦没者等の妻に対する特別給付金第 22 回い号・第 27 回い号の申請者リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	戦没者等の妻に対する特別給付金第 22 回い号・第 27 回い号の申請者情報を確認するため	
記録項目	1.請求書番号、2.戦没者氏名（漢字） 3.戦没者氏名（カナ） 4.戦没者生年月日、5.戦没者死亡年月日、6.除籍時本籍等、7.請求書者氏名（漢字） 8.請求者氏名（カナ） 9.請求者郵便番号、10.請求者住所（漢字） 11.請求者住所（カナ） 12.請求者生年月日、13.請求者続柄、14.被相続人氏名（漢字） 15.被相続人氏名（カナ） 16.被相続人死亡年月日、17.被相続人続柄、18.代理人氏名（漢字） 19.代理人氏名（カナ） 20.代理人郵便番号、21.代理人住所（漢字） 22.代理人住所（カナ） 23.代理人区分、24.請求年月日、25.電話番号、26.連名簿作成済、27.裁定日	
記録範囲	戦没者等の妻に対する特別給付金第 22 回い号・第 27 回い号を申請した者	
記録情報の収集方法	戦没者等の妻に対する特別給付金請求書（本人または本人から委任を受けた代理人、成年後見人等の法定代理人からの提出）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報	—	

報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	被災者生活再建支援金申請者台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	被災者生活再建支援法に基づく申請受付状況を確認するため	
記録項目	1.管理番号、2.受付区、3.申請日受付日、4.請求者氏名世帯主氏名、5.請求者・世帯主外字フラグ、6.請求者生年月日世帯主生年月日、7.申請者氏名、8.請求者住所現住所、9.被災住所、10.熊本災証番号（り災証明の番号）、11.り災程度被害状況、12.単数世帯か複数世帯、13.電話番号、14.基礎支援金区分、15.基礎支援金申請額、16.加算支援金区分、17.加算支援金申請額、18.支給番号、19.銀行名 肥銀のみ（半角カタカナ）、20.支店名（半角カタカナ）、21.預金種目、22.（普通 1、当座 2）、23.口座番号、24.ゆうちょ記号、25.ゆうちょ番号、26.備考	
記録範囲	被災者生活再建支援金支給申請をした者	
記録情報の収集方法	被災者生活再建支援金支給申請書（本人または本人から委任を受けた代理人、成年後見人等の法定代理人からの提出）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	

備 考	各区役所毎に受付をし、それらをひとつにまとめたもの。
-----	----------------------------

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	災害見舞金支給台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	熊本地震に係る熊本市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱に基づく見舞金の支給状況を確認するため	
記録項目	1.メニュー№、2.メニュー項目、3.新規フラグ、4.重複フラグ 1、5.重複フラグ 2、6.重複フラグ 3、7.管理番号、8.請求者氏名世帯主氏名、9.請求者・世帯主外字フラグ、10.請求者生年月日世帯主生年月日、11.郵便番号、12 請求者住所現住所、13 被災者氏名、14.被災者外字フラグ、15.被災住所、16.電話番号、17.受付区、18.申請日受付日、19.請求金額申込金額、20.被害内容、21.熊本災証番号（り災証明の番号） 22.り災程度被害状況、23.熊本災証番号（り災証明の番号）最新、24.り災区分 最新、25.銀行番号、26.支店番号、27.他銀行名 肥銀以外（半角カタカナ） 28.他銀行支店名米半角カタカナ、29.預金種目（普通 1、当座 2） 30.口座番号、31.口座名義人（半角カタカナ） 32.支払い名簿重複者行番号、33.支払日、34.変更申立受付日、35.変更後り災証明番号、36.変更日、37.変更前、38.変更後、39.変更後請求金額、40.差額、41.差額支払日、42.りさい番号重複チェック、43.差額申請でなく重複申請の人、44.口座変更	
記録範囲	災害見舞金交付申請をした者	
記録情報の収集方法	災害見舞金交付申請書（本人または本人から委任を受けた代理人、成年後見人等の法定代理人からの提出）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情	（ 名 称 ）—	

報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(所在地) —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	各区役所毎に受付をし、それらをひとつにまとめたもの。

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	災害義援金（半壊以上世帯）支給台帳
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課
個人情報ファイルの利用目的	熊本地震で被災した半壊以上世帯への義援金支給状況を確認するため
記録項目	1.氏名、2.罹災世帯主生年月日、3.世帯主宛名、4.世帯主住所、5.り災証明番号、6.被害区分（申請時）7.変更後り災証明番号、8. 申立日、9.変更日、10.変更前、11.変更後、12.最新のり災証明番号、13.R3 滅失・保留・返金照合～1月28日以降、14.最新のり災証明区分、15.システム照合によるり災区分、16.半壊解体、17.滅失世帯確認、18.銀行コード、19.支店コード、20.銀行名（肥後銀行以外）21.支店名、22.預金種別、23.口座番号、24.口座名義人、25. 振込口座変更の申立受付、26.3.22 電算データ照合（罹災番号）27.3.31 電算データ照合（罹災番号）28.電算宛名不明・口座変更なし、29.R3 口座無効、30.R3 振込口座変更の管理番号、31.災害見舞金（家屋損害）（本）管理番号、32.支援金（解体世帯）管理番号、33.義援金申請（受付日）34.2次まで支払予定額、35.2次まで支払決定額、36.2次まで支払予定日、37.今回支払額、38.2次まで支払日、39.2次まで支払済額、40.差額支払未済額、41.差額支払予定日、42.今回支払い差額、43.差額支払日、44.差額支払済額、45.2次まで累計支払済額、46.2次まで支払未済額、47.追加配分（解体世帯）支払予定額、48.5次まで支払決定額、49.5次まで支払予定日、50.今回支払額、51.5次まで支払日、52.5次まで支払済額、53.追加配分決定額【り災程度】54.追加配分決定額【解体】55.追加配分決定額【合計額】56.6次支払予定日、57.今回支払額、58.6次支払日、59.6次支払済額、60.R1.4月末までの受取総額、61.肥後銀行口座事前確認（H31.4.9）62.H31.4.25振込不能、63.支払予定日、64.支払日、65.支払額、66.過去未支給、67.住家累計支払額、68.解体累計支払額、69.非課税累計支払額、70.R4.4月末までの受取総額、71.2019年5月支払分、72.2019年6月支払分、73.2019年7月支払分、74.2019年8月支払分、75.2019年9月支払分、76.2019年10月支払分、77.2019年11月支払分、78.2019年12月支払分、79.2020年1月支払分、80.2020年2月支払分、81.2020年3月支払分、82.2020年4月支払分、83.2020年5月支払分、84.2020年6月支払分、85.2020年7月支払分、86.2020年8月支払分、87.2020年9月支払分、88.2020年10月支払分、89.2020年11月支払分、90.2020年12月支払分、91.2021年1月支払分、92.2021年2月支払分、93.2021年3月支払分、94.2021年4月支払分、95.2021年5月支払分、96.2021年6月支払分、97.2019年5月支払分、98.2019年6月支払分、99.2019年7月支払分、100.2019年8月支払分、101.2019年9月支払分、102.2019年10月支払分、103.2019年11月支払分、104.2019年12月支払分、105.2020年1月支払分、106.2020年2月支払分、107.2020年3月支払分、108.2020年4月27日支払分、109.2020年5月25日支払分、110.2020年6月25日支払分

	払分、111.2020 年 7 月 27 日支払分、112.2020 年 8 月 25 日支払分、 113.2020 年 9 月 25 日支払分、114.2020 年 10 月 26 日支払分、115.2020 年 11 月 25 日支払分、116.2020 年 12 月 25 日支払分、117. 2021 年 1 月 25 日支払分、118.2021 年 2 月 25 日支払分、119.2021 年 3 月 25 日支 払分、120.2021 年 4 月 26 日支払分、121.2021 年 5 月 25 日支払分、 122.2021 年 6 月 25 日支払分、123.2021 年 7 月 29 日支払分、124.2021 年 8 月 31 日支払分、125.2021 年 9 月 30 日支払分、126.2021 年 10 月 29 日支払分、127.2021 年 11 月 30 日支払分、128.2021 年 12 月 28 日支 払分、129.2019 年 5 月支払分、130.2019 年 6 月 14 日支払分【4 月受付 分】、131.2019 年 6 月 28 日支払分【5 月受付分】、132.2019 年 7 月 31 日 支払【6 月受付分】、133.2019 年 8 月 30 日支払【7 月受付分】、134.2019 年 9 月 30 日支払【8 月受付分】、135.2019 年 10 月 31 日支払【9 月受付 分】、136. 2019 年 11 月 29 日支払【10 月受付分】、137. 2019 年 12 月 25 日支払【11 月受付分】、138.2020 年 1 月 27 日支払【12 月受付分】、139.2020 年 2 月 25 日支払【1 月受付分】、140.2020 年 3 月 25 日支払【2 月受付分】、141.2020 年 4 月 27 日支払【3 月受付 分】、142.2020 年 5 月 25 日支払【4 月受付分】、143.2020 年 6 月 25 日 支払【5 月受付分】、144.2020 年 7 月 27 日支払【6 月受付分】、145.2020 年 8 月 25 日支払【7 月受付分】、146.2020 年 9 月 25 日支払【8 月受付 分】、147.2020 年 10 月 26 日支払【9 月受付分】、148.2020 年 11 月 25 日支払【10 月受付分】、149.2020 年 12 月 25 日支払【11 月受付分】、 150.2021 年 1 月 25 日支払【12 月受付分】、151.2021 年 2 月 25 日支払 【1 月受付分】、152.2021 年 3 月 25 日支払【2 月受付分】、153.2021 年 4 月 26 日支払【3 月受付分】、154.2021 年 5 月 25 日支払【4 月受付分】、 155.2021 年 6 月 25 日支払【5 月受付分】、156.2021 年 7 月 29 日支払、 157.2021 年 8 月 31 日支払、158.2021 年 9 月 30 日支払、159.2021 年 10 月 29 日支払、160.非課税通知の 世帯分類、161.非課税判定【R3.5 月受付分まで反映済】、162.非課税【R3.5 月受付分】、163.非課税【R3.4 月受付分】、164.非課税【R3.3 月受付分】、 165.非課税【R3.2 月受付分】、166.非課税【R3.1 月受付分】、167.非課税 【R2.12 月受付分】、168.非課税【R2.11 月受付分】、169.非課税【R2.10 月受付分】、170.非課税【R2.9 月受付分】、171.非課税【R2.8 月受付分】、 172.非課税【R2.7 月受付分】、173.非課税【R2.6 月受付分】、174.非課税 【R2.5 月受付分】、175.非課税【R2.4 月受付分】、176.非課税【R2.3 月受 付分】、177.非課税【R2.2 月受付分】、178.非課税【R2.1 月受付分】、179. 非課税【R1.12 月受付分】、180.非課税【R1.11 月受付分】、181.非課税 【R1.10 月受付分】、182.非課税【R1.9 月受付分】、183. 非 課 税 【R1.8 月受付分】、184.非課税【R1.7 月受付分】、185.非課税【R1.6 月受 付分】、186.非課税【R1.5 月受付分】、187.非課税【R1.4 月受付分】、188. パンチデータの世帯主名（R3.3.1 時点）189. パンチ世帯主名 = 管理簿氏名、190.解体フラグ（8 月分手入力）191.滅失確認【R2.5.20 住 記】、192.再送 20220816
--	--

記録範囲	災害義援金交付申請をした者	
記録情報の収集方法	災害義援金交付申請書（本人または本人から委任を受けた代理人、成年後見人等の法定代理人からの提出）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考	各区役所毎に受付をし、それらをひとつにまとめたもの。	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	災害義援金（半壊以上・非課税）管理名簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	熊本地震で被災した半壊以上非課税世帯への義援金支給状況を確認するため	
記録項目	1.メニュー№、2.メニュー項目、3.新規フラグ、4.管理番号、5.世帯主生年月日、6.り災者氏名受給者氏名、7.り災者外字フラグ、8.り災証明書の住所、9.現住所と同じフラグ、10.現住所、11.電話番号、12.受付区、13.受付日、14.申請者氏名カナ（世帯主）、15.申請者氏名（世帯主）、16.申請者外字フラグ、17.申請日、18.高齢者又は障害者の有無、19.世帯員の扶養状況、20.熊本災証番号（り災証明の番号）、21.住家被害、22.解体の有無、23.銀行番号、24.支店番号、25.他銀行名 肥銀以外（半角カタカナ）26.他銀行支店名米半角カタカナ、27.預金種目、28.（普通 1、当座 2）29.口座番号、30.口座名義人（半角カタカナ）31.備考	
記録範囲	災害義援金（半壊非以上課税世帯）交付申請をした者	
記録情報の収集方法	災害義援金（半壊以上非課税世帯）交付申請書（本人または本人から委任を受けた代理人、成年後見人等の法定代理人からの提出）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができ	—	

る期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	各区役所毎に受付をし、それらをひとつにまとめたもの。

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	災害義援金（一部損壊・修理費）支給台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	熊本地震で被災し、100 万以上の修理費を負担した一部損壊世帯への義援金支給状況を確認するため	
記録項目	1.メニュー№、2.メニュー項目、3.新規フラグ、4.重複フラグ 1、5.重複フラグ 2、6.管理番号、7.請求者氏名、8.世帯主氏名、9.請求者・世帯主、10.外字フラグ、11.郵便番号、12.部屋番号、13.請求者住所、14.現住所、15.被災者氏名、16.被災者外字フラグ、17.被災住所、18.電話番号、19.受付区、20.申請日、21.受付日、22.申込者氏名、23.申込者外字フラグ、24.請求金額、25.申込金額、26.基礎支援金申請額、27.対象修理費用、28.委任者数、29.被害内容、30.熊本災証番号（り災証明の番号）31.銀行番号、32.支店番号、33.他銀行名 肥銀以外（半角カタカナ）34.他銀行支店名 米半角カタカナ、35.預金種目（普通 1、当座 2）36.口座番号、37.口座名義人（半角カタカナ）38.支払い名簿重複者行番号、39.支払日	
記録範囲	災害義援金（修理費 100 万以上負担一部損壊世帯）交付申請をした者	
記録情報の収集方法	災害義援金（修理費 100 万以上負担一部損壊世帯）交付申請書（本人または本人から委任を受けた代理人、成年後見人等の法定代理人からの提出）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情	—	

報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	各区役所毎に受付をし、それらをひとつにまとめたもの。

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	災害義援金（一部損壊・非課税）支給台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	熊本地震で被災した一部損壊非課税世帯への義援金支給状況を確認するため	
記録項目	1.メニュー№、2.メニュー項目、3.新規フラグ、4.重複フラグ1、5.重複フラグ2、6.管理番号、7.請求者氏名世帯主氏名、8.請求者・世帯主外字フラグ、9.り災者生年月日申請者生年月日、10.申請者住所、11.り災者氏名、12.受給者氏名、13.り災者外字フラグ、13.電話番号、14.受付区、15.申請日、16.受付日、17.配分額、18.熊本災証番号（り災証明の番号）19.銀行番号、20.支店番号、21.他銀行名 肥銀以外（半角カタカナ）22.他銀行支店名米半角カタカナ、23.預金種目、24.（普通 1、当座 2）25.口座番号、26.口座名義人（半角カタカナ）27.支払い名簿重複者行番号、28.各様式番号、29.備考、30.支払日	
記録範囲	災害義援金（一部損壊非課税世帯）交付申請をした者	
記録情報の収集方法	災害義援金（一部損壊課税世帯）交付申請書（本人または本人から委任を受けた代理人、成年後見人等の法定代理人からの提出）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができ	—	

る期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	各区役所毎に受付をし、それらをひとつにまとめたもの。

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	災害義援金（一部損壊・ひとり親）支給台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	熊本地震で被災した一部損壊ひとり親世帯への義援金支給状況を確認するため	
記録項目	1.メニュー№、2.メニュー項目、3.新規フラグ、4.重複フラグ2、5.管理番号、6.請求者氏名世帯主氏名、7.請求者・世帯主、8.外字フラグ、9.り災者生年月日申請者生年月日、10.証書番号、11.申請者住所、12.り災者氏名、13.受給者氏名、14.り災者外字フラグ、15.電話番号、16.受付区、17.申請日受付日、18.配分額、19.熊本災証番号（り災証明の番号）20.銀行番号、21.支店番号、22.他銀行名 肥銀以外（半角カタカナ）23.他銀行支店名米半角カタカナ、24.預金種目（普通 1、当座 2）25.口座番号、26.口座名義人（半角カタカナ）27.支払い名簿重複者行番号、28.各様式番号、29.支払日	
記録範囲	災害義援金（一部損壊ひとり親世帯）交付申請をした者	
記録情報の収集方法	災害義援金（一部損壊ひとり親世帯）交付申請書（本人または本人から委任を受けた代理人、成年後見人等の法定代理人からの提出）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	各区役所毎に受付をし、それらをひとつにまとめたもの。

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	自宅再建利子助成支給台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	熊本市自宅再建利子助成事業補助金交付要綱に基づく熊本地震の被災者への支給状況を確認するため	
記録項目	1.ステータス、2.管理番号、3.申請日、4.新規、5.郵便番号、6.住所、7.住所、8.氏名、9.生年月日、10.被災時の住所、11.被災世帯の世帯主、12.申請者との関係、13.種別、14.契約 NO、15.退去日、16.区分、17.番号、18.再建先、19.住所、20.再建先に入居した日、21.融資を受けた者、22.申請者との関係、23.金融機関、24.融資額、25.償還年数、26.利率、27.適用利率、28.補助金交付申請額、29.23 未満扶養者数、30.収入基準、31.所得基準、32.高齢、33.障がい、34.審査結果、35.交付決定日、36.交付決定額、37.口座振替日、38.備考、39.金融機関コード、40.支店コード、41.金融機関名（カナ）、42.支店名（カナ）、43.預金種別（1.普通）、44.口座名義人（カナ）、45.口座番号、46.申請額	
記録範囲	自宅再建利子助成補助金交付申請をした者	
記録情報の収集方法	自宅再建利子助成補助金交付申請書（本人または本人から委任を受けた代理人、成年後見人等の法定代理人からの提出）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報	—	

報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	各区役所毎に受付をし、それらをひとつにまとめたもの。

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	民間賃貸住宅入居費用助成支給台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	熊本市民間賃貸住宅入居支援助成金交付要綱に基づく熊本地震の被災者への支給状況を確認するため	
記録項目	1.ステータス、2.理由、3.管理番号、4.新規、5.申請者氏名（り災証明上の世帯主）、6.郵便番号、7.住所、8.住所、9.電話番号、10.生年月日、11.申請書受付日、12.1号（仮設・みなし入居者）、13.契約NO、14.2号ア（全壊・大規模半壊）、15.2号イ（半壊解体）、16.3号（その他）、17.応急仮設入居の状況、18.応急仮設の満了日、19.応急仮設の退去日、20.り災程度、21.り災NO、22.り災証明の世帯主、23.被災住所、24.半壊の場合、25.解体証明日、26.住所、27.名称・部屋番号、28.契約日、29.入居日、30.住民票移転日、31.利子助成制度の活用、32.金融機関コード、33.支店コード、34.金融機関名（カナ）、35.支店名（カナ）、36.預金種別（1.普通）、37.口座名義人（カナ）、38.口座番号、39.審査○×、40.交付（不交付）決定日、41.交付決定額、42.口座振替日	
記録範囲	民間賃貸住宅入居助成補助金交付申請をした者	
記録情報の収集方法	民間賃貸住宅入居助成補助金交付申請書（本人または本人から委任を受けた代理人、成年後見人等の法定代理人からの提出）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	□ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情	—	

報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	各区役所毎に受付をし、それらをひとつにまとめたもの。

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	転居費用助成支給台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	熊本市転居費用助成金交付要綱に基づく熊本地震の被災者への支給状況を確認するため	
記録項目	1.ステータス、2.理由、3.管理番号、4.新規、5.申請者氏名（り災証明上の世帯主）、6.郵便番号、7.住所、8.住所、9.電話番号、10.生年月日、11.申請書受付日、12.1号（仮設・みなし入居者）、13.契約NO、14.2号ア（全壊・大規模半壊）、15.2号イ（半壊解体）、16.3号（その他）、17.応急仮設入居の状況、18.応急仮設の満了日、19.応急仮設の退去日、20.り災程度、21.り災NO、22.り災証明上の世帯主、22.被災住所、23.半壊の場合、24.解体証明日、25.移転前の住居（仮住居）の住所、26.移転前の住居（仮住居）の種類、27.移転先住居の住所、28.移転先の住居の種類、29.移転先に係る契約の種類、30.契約日、31.移転先への入居日、32.住民票移転日、33.金融機関コード、34.支店コード、35.金融機関名（カナ）、36.支店名（カナ）、37.預金種別（1.普通）、38.口座名義人（カナ）、39.口座番号、40.審査、41.交付決定日、42.交付決定額、43.口座振替日	
記録範囲	転居費用助成補助金交付申請をした者	
記録情報の収集方法	転居費用助成補助金交付申請書（本人または本人から委任を受けた代理人、成年後見人等の法定代理人からの提出）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称	（名称）— （所在地）—	

称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	各区役所毎に受付をし、それらをひとつにまとめたもの。

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	民生委員名簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	民生委員法に基づく、民生委員の管理、活動費の支払い	
記録項目	1.氏名、2.生年月日、3.性別、4.住所、5.電話番号、6.職業、7.委嘱日、8.表彰情報、9.口座情報	
記録範囲	民生委員として委嘱を受けた方	
記録情報の収集方法	本人申出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	各区福祉課、保護課、保健子ども課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	高齢者名簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	民生委員法に基づく、民生委員の見守り活動	
記録項目	1.氏名、2.生年月日、3.性別、4.住所、5.独居、6.介護の有無、7.医療の有無	
記録範囲	熊本市内 65 歳以上の方	
記録情報の収集方法	住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	各区福祉課、民生委員	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	災害時要援護者登録者名簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	災害時に自力で避難できない方や、避難情報等の災害情報が伝わり難い方などを対象として、予め本人の申請に基づき「要援護者登録者名簿」に登録し、自治会や民生委員・児童委員等の地域関係者及び市の関係機関に名簿を配布し、情報を共有することにより、地域と市が協力し、迅速な対応が行えるように体制整備を行うもの。	
記録項目	1.登録番号、2.氏名、3.ふりがな、4.生年月日、5.年齢、6.性別、7.住所、8.電話番号、9.要援護者区分、10.避難支援方法	
記録範囲	災害時要援護者避難支援制度に登録申請を行った者。	
記録情報の収集方法	本人または代理人から提出される登録申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	個別システム運用保守業務委託先、熊本市社会福祉協議会、避難支援者、自治会、自主防災クラブ、民生委員、社会福祉協議会（校区社会福祉協議会）、福祉施設・医療機関等、消防団、警察、個人情報提供申請書の提出により名簿等の提供を受ける団体及び個人	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	

備 考	
-----	--

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者名簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	災害対策基本法に基づき作成しているもので、避難行動要支援者名簿に基づき要配慮者の避難支援を行うもの。	
記録項目	1.氏名、2.生年月日、3.性別、4.住所又は居所、5.電話番号その他の連絡先、6.避難支援等を必要とする理由	
記録範囲	以下のいずれかの要件を満たすもの。 要介護認定 3～5 身障者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神手帳 1・2 級、指定難病医療受給者、災害時要援護者避難支援制度登録者	
記録情報の収集方法	本人または代理人から提出される登録申請書、市関係課からのデータ提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	「熊本市避難行動要支援者名簿の提供に関する覚書」を取り交わす避難支援等関係者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市営墓地・納骨堂管理台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	市営墓地及び納骨堂の管理のため	
記録項目	1.本籍、2.住所、3.氏名、4.生年月日、5.電話番号、6.使用許可年月日、7.使用料、8.使用面積、9.使用場所、10.墓石建立日、11.各種届出履歴情報	
記録範囲	市営墓地及び納骨堂の使用許可を受けた者	
記録情報の収集方法	本人申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	令和３年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金非課税世帯判定結果等管理リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	令和３年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金受給者の資格要件や認定、決定、受給等の履歴の記録・確認のために利用する。	
記録項目	1.宛名コード、2.世帯番号、3.氏名、4.カナ氏名、5.生年月日、6.住所、7.方書、8.性別、9.判定結果、10.支払日、11.支払区分、12.課税世帯状態、13.他市課税の有無、14.16歳未満のみ世帯該当区分、15.家屋敷・事業所課税、16.未申告世帯該当区分、17.生活扶助該当区分(世帯単位)、18.通知区分、19.処理番号、20.銀行名、21.支店名、22.口座種別、23.口座番号、24.口座名義人名、25.課税状態（個人）、26.扶養の有無（個人）、27.扶養の否認（個人）、28.生活扶助区分（個人）、29.世帯主フラグ、30.受理日、31.判定日、32.判定結果、33.判定理由、34.却下理由区分、35.辞退理由区分、37.支給額、38.支給処理区分、39.支給日、40.支給に関する備考、41.備考	
記録範囲	令和３年（２０２１年）１２月１０日時点で熊本市に住民登録をしている者	
記録情報の収集方法	公金受取口座登録法第１１条の規定に基づく庁内連携、番号法別表第二の第１２１項並びに別表第二主務省令第５９条の４に基づく他市区町村への情報照会、本人提出の令和３年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金申請書類	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ■有 □無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	令和４年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金非課税世帯判定結果等管理リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	令和４年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金受給者の資格要件や認定、決定、受給等の履歴の記録・確認のために利用する。	
記録項目	1.宛名コード、2.世帯番号、3.氏名、4.カナ氏名、5.生年月日、6.住所、7.方書、8.性別、9.判定結果、10.支払日、11.支払区分、12.課税世帯状態、13.他市課税の有無、14.16歳未満のみ世帯該当区分、15.家屋敷・事業所課税、16.未申告世帯該当区分、17.生活扶助該当区分(世帯単位)、18.通知区分、19.処理番号、20.銀行名、21.支店名、22.口座種別、23.口座番号、24.口座名義人名、25.課税状態（個人）、26.扶養の有無（個人）、27.扶養の否認（個人）、28.生活扶助区分（個人）、29.世帯主フラグ、30.受理日、31.判定日、32.判定結果、33.判定理由、34.却下理由区分、35.辞退理由区分、37.支給額、38.支給処理区分、39.支給日、40.支給に関する備考、41.備考	
記録範囲	令和４年（２０２２年）６月１日時点で熊本市に住民登録をしている者	
記録情報の収集方法	公金受取口座登録法第１１条の規定に基づく庁内連携、番号法別表第二の第１２１項並びに別表第二主務省令第５９条の４に基づく他市区町村への情報照会、本人提出の令和４年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金申請書類	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ■有 □無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名	（名称）— （所在地）—	

称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	令和４年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金非課税世帯判定結果等管理リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	令和４年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金受給者の資格要件や認定、決定、受給等の履歴の記録・確認のために利用する。	
記録項目	1.宛名コード、2.世帯番号、3.氏名、4.カナ氏名、5.生年月日、6.住所、7.方書、8.性別、9.判定結果、10.支払日、11.支払区分、12.課税世帯状態、13.他市課税の有無、14.16歳未満のみ世帯該当区分、15.家屋敷・事業所課税、16.未申告世帯該当区分、17.生活扶助該当区分(世帯単位)、18.通知区分、19.処理番号、20.銀行名、21.支店名、22.口座種別、23.口座番号、24.口座名義人名、25.課税状態（個人）、26.扶養の有無（個人）、27.扶養の否認（個人）、28.生活扶助区分（個人）、29.世帯主フラグ、30.受理日、31.判定日、32.判定結果、33.判定理由、34.却下理由区分、35.辞退理由区分、37.支給額、38.支給処理区分、39.支給日、40.支給に関する備考、41.備考	
記録範囲	令和４年（２０２２年）９月３０日時点で熊本市に住民登録をしている者	
記録情報の収集方法	公金受取口座登録法第１１条の規定に基づく庁内連携、番号法別表第二の第１２１項並びに別表第二主務省令第５９条の４に基づく他市区町村への情報照会、本人提出の令和４年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金申請書類	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ■有 □無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	令和 5 年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金非課税世帯判定結果等管理リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	令和 5 年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金受給者の資格要件や認定、決定、受給等の履歴の記録・確認のために利用する。	
記録項目	1.宛名コード、2.世帯番号、3.氏名、4.カナ氏名、5.生年月日、6.住所、7.性別、8.事業名、9.支払日、10.支払区分、11.5 万円給付実績、12.課税世帯状態（R4）、13.未申告世帯区分（R4）、14.課税世帯状態（R5）、15.未申告世帯区分（R5）、16.通知区分、17.処理番号、18.銀行名、19.支店名、20.口座種別、21.口座番号、22.口座名義人名、23.課税状態（R4）（個人）、24.扶養の有無（R4）（個人）、25.課税状態（R5）（個人）、26.扶養の有無（R5）（個人）、27.16 歳未満該当区分、28.世帯主フラグ、29.5 万円給付実績（個人）、30.申請日、31.発送日付、32.受理日、33.判定日、34.判定結果、35.判定理由、36.却下理由区分、37.決定日、38.辞退理由区分、39.支払金額、40.支給処理区分、41.支給方法、42.公金受取口座希望の有無、43.公金受取口座情報照会日、44.振込に関する備考、45.備考	
記録範囲	令和 5 年（2023 年）5 月 1 日時点で熊本市に住民登録をしている者	
記録情報の収集方法	公金受取口座登録法第 11 条の規定に基づく庁内連携、番号法別表第二の第 121 項並びに別表第二主務省令第 59 条の 4 に基づく他市区町村への情報照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名	（名称）— （所在地）—	

称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活保護受給者データベース
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部保護管理援護課
個人情報ファイルの利用目的	生活保護の実施、決定のため
記録項目	【受付・面接】 氏名カナ、氏名漢字、本名、居住地、生年月日、居住地区分、世帯類型、来訪の目的、困窮に至るまでの経緯、入院・ 入所先、入院・入所年月、預貯金・現金の保有金額、ライフラインの停止・滞納、国民健康保険の滞納、住居の状況、家賃、 本籍地、校区、町内、資産、負債、その他収入、他法給付 【ケース管理台帳】 ケース番号、世帯主・世帯員カナ・漢字・生年月日・年齢・性別、地区、電話番号、扶助の種類、世帯員数、ケース格付、 労働力類型、保護開始理由、保護廃止理由、保護開始年月日、保護廃止年月日、受給者番号、在留カード、国籍、続柄、緊急 連絡先、住居形態、個人番号、本籍、筆頭者、学校、学年、校区民生委員、ケース記録、援助方針 【扶養義務者入力画面】 扶養義務者カナ、扶養義務者漢字、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、世帯員との続柄、重点的扶養義務者の対象 【資産登録】 （不動産） 所有者、名義、種類、延べ面積、評価額、所在地、抵当権の有無 （動産） 所有者、種類、内容、評価額（解約返戻金）、保険所有者、照会先、保険内容、保険証券番号、解約返戻額、 （負債） 債務者、完済予定年月日、種類、借入額、借入残、必要経費認定の有無 【口座情報】 金融機関コード、金融機関名、店舗名、口座種類、口座番号、名義人カナ、名義人漢字、口座開始日 【公営家賃情報】 住宅区分、家賃額 【調査】 旧住所、旧氏名カナ、旧氏名漢字、口座解約日、口座種別、筆頭者、必要とする者の氏名、部署名、必要とする書類、医療 機関、診療科、受診指定日時、検診事由、基礎年金番号、納付状況（年金加入期間）国民年金（納付）月数、国民年金 （免除）月数、厚生年金等公的年金納付月数、カラ期間月数、老齢年金・

共済年金の受給権の有無、任意後納検討要不要、障害
年金受給権有無、種類、等級、初診日、納付要件

【介護保険料】
普通徴収、特別徴収、各月の保険料

【課税突合】
収入申告額、課税対象額、調査状況、調査結果

【遺留金品】
遺留金額、遺留物品、死亡場所

【他法要件】
(社会保険)
社保種別、社保取得日、社保喪失日、保険者番号、開始日、廃止日
(介護保険資格情報)
被保険者区分、保険者番号、被保険者番号、取得日、喪失日
(精神障がい・公害医療、感染症法)
認定区分、開始日、終了日、
(自立支援医療)
決定年月日、有効期間、公費受給者番号、公費負担者番号、主たる
障がい名、障がい種別、原傷病名
(難病)
決定年月日、有効期間、種別、病名
(身体障がい者手帳)
手帳番号、総合等級、種別、部位、交付年月日、廃止年月日
(療育手帳)
手帳番号、障がい程度、認定カード、種別、次回判定年月、交付年月
日、廃止年月日
(精神障がい者保健福祉手帳)
手帳番号、認定等級、受理区分、有効期限、年金等級、交付年月日、廃
止年月日
(医療事務)
受診した医療機関・薬局、傷病名、初診年月日、要否意見書交付年
月日・受理年月日、訪問診療、判定結果、審査機関
審査結果、承認期間、訪問診療、給付種別、決定理由、遅延理由、治
療材料、給付方法、本人支払額、移送方法、
移送区間、請求金額、意見書有無、業者名、業者住所、調査結果、措
置結果、措置状況
(レセプト情報)
診療年月、検査番号、請求区分、再審査結果、請求点数、医療機関、
点数表、受給者番号、生年月日、性別、氏名
登録日、理由番号、証回収年月日、満了年月日、喪失年月日、補足
(介護事務)
介護関係他法、入院・入所先、被保険者区分、被保険者番号、保険者
名、委託者番号、処理状況、認定申請日、

申請取消日、認定取消日、申請事由区分、認定日、要介護区分、認定有効期間、審査会意見、適用開始日、適用終了日

事業者番号、支援事業者、指定・非指定、事業者番号、介護機関、介護サービス種別、適用他法、福祉用具購入年度、

福祉用具価格合計、支払い登録日、事業者名、価格、支払額、介護扶助額、本人支払額、住宅改修先住所、方書

(経理事務)

年度、返還番号、根拠法令、納入義務者、納入義務者区分、返還額、執行先、保護停止・廃止、管理区、現ケース番号

納付履歴(年度、対象月、登録年月日、収入額、収納区分、納付番号、読取連番、金融機関名) 納通履歴(年度、

対象月、登録年月日、帳票名、不能理由、作成日、発行額、納期限、納付番号) 分納誓約一覧(制約年月日、

解除年月日、誓約区分、請求対象者、分割回数、最終納期限、履行区分、不履行回数、継続) 交渉記録(交渉種別、

特記事項、交渉日、交渉対応者、請求対象者、交渉場所、交渉相手) 督促中断日、納付日、債務承認日、分納制約日、

時効完成日、時効完成額、欠損年度、欠損額合計、時効要件日、時効要件、返還対象額、納付済額、未納額、未納

延滞金

(29条照会関係先)

照会先種別、照会先名称、照会先宛名称、郵便番号、所在地、電話番号、照会結果

(民生委員情報)

氏名カナ、氏名漢字、郵便番号、電話番号、住所、委嘱就任年月日、解嘱解任年月日、生年月日、性別

(家主情報)

家主コード、家主名カナ、家主名漢字、住所、郵便番号、電話番号、口座連番、金融機関、口座、名義人カナ

(医療機関情報)

都道府県、医療機関コード、点数区分コード、正式機関名、正式機関名漢字、機関名カナ、機関名漢字、郵便番号、

住所カナ、住所漢字、方書カナ、方書漢字、電話番号、FAX番号、開設者氏名、開始区分、廃止区分、生保指定区分

指令番号、指定状態、指定年月日、再開年月日、廃止年月日、休止年月日、辞退年月日、変更年月日、取消年月日

指定状態、廃止年月日、金融機関、口座種別、口座番号、口座名義人カナ、口座開始年月日、終了年月日、

健康保険法による指定の有効期間、法第49条の3第4項該当の有無、生活保護法による指定の有効期間

(介護機関情報)

事業所番号、サービス種別、事業者カナ、事業者漢字、郵便番号、住

	所カナ、住所漢字、方書漢字、電話番号 FAX 番号、管理者氏名カナ、管理者氏名漢字、開始区分、廃止区分、事業開始年月日、事業廃止年月日、新旧事業者番号 事業再開年月日、事業休止年月日、新旧サービス種別、介護指定区分、みなし指定、別段の申出日、地域区分、生保指定 区分、指定年月日、再開年月日、廃止年月日、休止年月日、指令番号、辞退年月日、取消年月日、変更年月日、指定状態 法人種別、開設者氏名カナ、開設者氏名漢字、開設者住所	
記録範囲	生活保護を相談した者、保護申請した者、保護受給中の者、保護停止・廃止した者、保護申請した者の扶養義務者、償還金の納入義務者 なお、2016 年 12 月で保護廃止となっている世帯は除く。	
記録情報の収集方法	関係機関及び熊本市他部署への照会、本人提出の保護申請書、資産申告書、収入申告書等の申請書、面接相談員の面接	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	各区福祉課・介護保険課 各区保健子ども課・子ども支援課・障がい保健福祉課国保年金課・指導課・健康教育課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考	各区保護課で情報収集やシステムの入力を行い、保護管理援護課にて管理をしているため、援護課にて代表して回答	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活保護受給者保護歴リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部保護管理援護課	
個人情報ファイルの利用目的	保護歴の確認（2016 年 12 月以前）	
記録項目	氏名、氏名カナ、生年月日、性別、性別コード、ケース番号、個人№、区コード、区名称、地区名コード、地区名、 世帯主名、世帯主氏名カナ、世帯主郵便番号、世帯主町名コード、世帯主町名名称、世帯主住所補足、世帯分離区分コード、 世帯分離、区分名称、個人保護開始日、個人廃止日、受給者番号、住民コード、保険者番号、被保険者番号、他法	
記録範囲	生活保護を相談した者、保護申請した者、保護受給中の者、保護停止・廃止した者 （2016 年 12 月以前）	
記録情報の収集方法	本人提出の保護申請書、面接相談員の面接	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活困窮者自立支援事業申込者リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部保護管理援護課	
個人情報ファイルの利用目的	生活困窮者自立支援法に基く、家計改善支援事業や住居確保給付金など各事業のプランを作成し、生活困窮者に対する自立の支援を行うため。	
記録項目	氏名・性別・生年月日・住所・電話・相談内容・相談経路・相談歴・家族関係・地域関係・通院状況・健康保険・手帳等・家計の収支状況・課税状況・債務・滞納・公的給付・生活保護・就労状況・学歴・職歴・資格技術・ジェノグラム・事業プラン	
記録範囲	生活困窮者自立支援事業の利用申し込みを行った者	
記録情報の収集方法	本人及び関係機関聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	各区福祉課・各区保護課・各区保健子ども課・税務課・高齢福祉課・障がい保健福祉課・子ども支援課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生保者健診受診券発送者リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部保護管理援護課	
個人情報ファイルの利用目的	健康管理支援事業に利用	
記録項目	受診券整理番号、校区、台帳番号、郵便番号、居住地、氏名、生年月日、年齢、	
記録範囲	下記の 1 ～ 5 を除く 40 歳以上の生活保護受給中の者 1 . 妊産婦 2 . 刑事施設や労役場等に拘禁されている方 3 . 長期入院（6 ヶ月以上）や老人ホーム等の施設に入所・入居している方 4 . 医療保険に加入している方（健康保険証（全国健康保険協会（協会けんぽ））等をお持ちの方） 5 . 今年度内に他法に基づき特定健康診査に相当する健康診査を既に受診された者、保護停止・廃止した者	
記録情報の収集方法	生活保護システムからデータ抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	各区保護課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生保者健診データ	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部保護管理援護課	
個人情報ファイルの利用目的	健康管理支援事業に利用	
記録項目	団体コード、団体名称、コースコード、コース名称、医療機関マスタ 名称、受信日、予約ナンバー、受診番号、受診者 I D、カナ氏名、氏名、性別、生年月日、条件年齢、郵便番号、受診者住所、電話番号、受診券番号、受診券有効期限、窓口負担基本 種、窓口負担詳細 種、窓口負担追加 種、身長、体重、B M I 指数、腹囲、家族の有無、家族歴、既往の有無、既往歴、自覚症の有無、自覚症、他覚症の有無、他覚症状、血圧 H（特）G、血圧 L（特）G、採決時間、中性脂肪、H D L コレステロール、L D L ・実、G O T、G P T、γ-G P T、クレアチニン、推算 G F R（e G F R）、尿酸、空腹時血糖、随時血糖、H b A1c、尿糖、尿蛋白、尿潜血、ヘマトクリット、ヘモグロビン、赤血球数、貧血理由（詳細）心所見 O、心電図（特）G、心電理由（詳細）対象者（心電図）眼底 K W、眼底 S H - H、眼底 S H - S、眼底 S C O T、眼底（特）G、眼底理由（詳細）対象者（眼底）クレアチン（詳細項目）実施理由、対象者（C R E）メタボ判定、保健指導判定、総合判定、受診勧奨の有無、日常生活習慣質問回答コード（40 ~74 歳 22 問 75 歳以上 15 問）	
記録範囲	受診券を受け取り、 契約医療機関で特定健康診査を受診した本人	
記録情報の収集方法	特定健診実施医療機関よりの報告書の受理	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	健康づくり推進課 各区保護課 各区保健子ども課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口）	

受ける組織の名称及び所在地	(所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活保護受給者の介護サービス費請求内容の一覧表	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部保護管理援護課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護受給者の介護サービス費請求の CSV データで、生活保護システムに取り込むために利用する	
記録項目	行番号、6411（介護給付費公費受給者別一覧表情報のコード）、公費受給者番号、請求月、介護事業所番号、介護事業所名、サービスコード、サービス名、サービス内容、件数、点数、点数合計、高額介護サービス費、保険者番号、保険者名、被保険者番号	
記録範囲	生活保護受給者のうち、該当月に介護サービスを受け、介護事業所から介護サービス費の請求のあった者	
記録情報の収集方法	熊本県国民保健団体連合会から毎月 CD で提供される	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活保護受給者の医療費請求金額の一覧表（医科）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部保護管理援護課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護受給者の診療報酬請求の CSV データで、生活保護版レセプト管理システムに取り込むために利用する	
記録項目	診療月、都道府県コード、区分、基金処理月、レセプト整理番号、医療機関コード、医療機関名、公費負担者番号、公費受給者番号、氏名、性別コード、生年月日、医療機関所在地、医療機関名、医療機関電話番号、傷病名コード、傷病名、診療開始日、合計点数	
記録範囲	生活保護受給者のうち、該当月に医療サービスを受け、医療機関から診療報酬請求のあった者	
記録情報の収集方法	社会保険診療報酬支払基金から毎月、専用端末を介してデータ配信にて提供される	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活保護受給者の医療費請求金額の一覧表（薬局）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部保護管理援護課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護受給者の診療報酬請求の CSV データで、生活保護版レセプト管理システムに取り込むために利用する	
記録項目	診療月、都道府県コード、区分、基金処理月、レセプト整理番号、医療機関コード、医療機関名、公費負担者番号、公費受給者番号、氏名、性別コード、生年月日、医療機関所在地、医療機関名、医療機関電話番号、傷病名コード、傷病名、診療開始日、合計点数	
記録範囲	生活保護受給者のうち、該当月に医療サービスを受け、医療機関から診療報酬請求のあった者	
記録情報の収集方法	社会保険診療報酬支払基金から毎月、専用端末を介してデータ配信にて提供される	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活保護受給者の医療費請求情報（日数等）の一覧表（医科）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部保護管理援護課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護受給者の診療報酬請求の CSV データで、生活保護版レセプト管理システムに取り込むために利用する	
記録項目	レセプト整理番号、医療機関所在地、都道府県コード、区分、医療機関コード、基金処理日、レセプト番号、診療月、氏名、性別コード、生年月日、入院年月日、氏名カナ、公費負担者番号、公費受給者番号、実日数、決定金額、負担金額、食費回数、食費決定金額、受診日情報、傷病コード、傷病名、診療識別、名称、数量単位、点数、回数、算定日数	
記録範囲	生活保護受給者のうち、該当月に医療サービスを受け、医療機関から診療報酬請求のあった者	
記録情報の収集方法	社会保険診療報酬支払基金から毎月、専用端末を介してデータ配信にて提供される	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	

備 考	
-----	--

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活保護受給者の医療費請求情報（日数等）の一覧表（薬局）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部保護管理援護課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護受給者の診療報酬請求の CSV データで、生活保護版レセプト管理システムに取り込むために利用する	
記録項目	レセプト整理番号、医療機関所在地、都道府県コード、区分、医療機関コード、基金処理日、レセプト番号、診療月、氏名、性別コード、生年月日、入院年月日、氏名カナ、公費負担者番号、公費受給者番号、実日数、決定金額、負担金額、食費回数、食費決定金額、受診日情報、傷病コード、傷病名、診療識別、名称、数量単位、点数、回数、算定日数	
記録範囲	生活保護受給者のうち、該当月に医療サービスを受け、医療機関から診療報酬請求のあった者	
記録情報の収集方法	社会保険診療報酬支払基金から毎月、専用端末を介してデータ配信にて提供される	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活保護受給者で介護保険被保険者ではない介護認定者一覧	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部保護管理援護課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護受給者で介護保険被保険者ではない介護認定者を把握し、手続き漏れを防ぐために利用する	
記録項目	年度、過去の介護認定履歴、氏名、氏名カナ、被保険者番号、資格取得年月日、委託先の福祉課、校区、班、担当 CW、ケース番号、生年月日、年齢、1号被保険者になる日、性別、傷病名、申請種別、前回の要介護度、要介護度、認定期間、備考、支援事業所番号、福祉課委託者番号、委託日、主治医意見書を福祉課に送付日、審査結果表受理、異動連絡票送付日、現在の状況	
記録範囲	生活保護受給者で介護保険被保険者ではない者のうち、40～64歳の介護認定を受けた者	
記録情報の収集方法	対象者について各区保護課が入力	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	

備	考	
---	---	--

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	胃がん検診受診者名簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康づくり推進課	
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法第 19 条の 2 及びがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、市各がん検診実施要綱に基づき実施するがん検診受診者の受診記録及び確認、データ分析、PHR（パーソナルヘルスレコード）等に利用	
記録項目	1 フリガナ、2 生年月日、3 小学校区、4 性別、5 住民番号、6 健管番号、7 受診日、8 健診機関コード、8 シリアル、9 受診年度、10 受診時年齢数値、11 受診時年齢文字、12 集計用年齢、13 年齢区分、14 管轄（区役所）、15 校区、16 集計用地区コード1、17 集計用地区コード2（校区）、18 集計用地区コード3、19 集計計上日、20 受診区分、21 費用区分、22 一次撮影方法、23 一次判定、24 一次偶発症、25 精検受診区分、26 精検受診日、27 精検判定、28 精検早期がん、29 精検粘膜内がん、30 精検がん・原発性、31 精検偶発症、32 受診時国保	
記録範囲	胃がん検診受診者（過去 5 年分）	
記録情報の収集方法	検診実施機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができ	—	

る期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	子宮頸がん検診受診者名簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康づくり推進課	
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法第 19 条の 2 及びがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、市各がん検診実施要綱に基づき実施するがん検診受診者の受診記録及び確認、データ分析、PHR（パーソナルヘルスレコード）等に利用	
記録項目	1 フリガナ、2 生年月日、3 小学校区、4 性別、5 住民番号、6 健管番号、7 受診日、8 健診機関コード、9 シリアル、10 受診年度、11 受診時年齢数値、12 受診時年齢文字、13 集計用年齢、14 年齢区分、15 管轄（区役所）、16 校区、17 集計用地区コード1、18 集計用地区コード2（校区）、19 集計用地区コード3、20 集計計上日、21 受診区分、22 費用区分、23 頸部・体部、24 一次判定、25 一次偶発症、26 精検受診区分、27 精検受診日、28 精検判定、29 精検上皮内がん、30 精検微小浸潤がん、31 一次細胞診判定、32 精検がん・原発性、33 精検偶発症、34 受診時国保保	
記録範囲	子宮頸がん検診受診者（過去 5 年分）	
記録情報の収集方法	検診実施機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報	—	

報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	大腸がん検診受診者名簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康づくり推進課	
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法第 19 条の 2 及びがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、市各がん検診実施要綱に基づき実施するがん検診受診者の受診記録及び確認、データ分析、PHR（パーソナルヘルスレコード）等に利用	
記録項目	1 フリガナ、2 生年月日、3 小学校区、4 性別、5 住民番号、6 健管番号、7 受診日、8 健診機関コード、9 シリアル、10 受診年度、11 受診時年齢数値、12 受診時年齢文字、13 集計用年齢、14 管轄（区役所）、15 校区、16 集計用地区コード 1、17 集計用地区コード 2（校区）、18 集計用地区コード 3、19 受診区分、20 費用区分、21 一次判定、22 精検受診区分、23 精検受診日、24 精検判定、25 精検早期がん、26 精検粘膜内がん、27 集計計上日、28 精検がん・原発性、29 精検偶発症、30 受診時国保	
記録範囲	大腸がん検診受診者（過去 5 年分）	
記録情報の収集方法	検診実施機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	乳がん検診受診者名簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康づくり推進課	
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法第 19 条の 2 及びがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、市各がん検診実施要綱に基づき実施するがん検診受診者の受診記録及び確認、データ分析、PHR（パーソナルヘルスレコード）等に利用	
記録項目	1 フリガナ、2 生年月日、3 小学校区、4 性別、5 住民番号、6 健管番号、7 受診日、8 健診機関コード、9 シリアル、10 受診年度、11 受診時年齢数値、12 受診時年齢文字、13 集計用年齢、14 管轄（区役所）、15 校区、16 集計用地区コード 1、17 集計用地区コード 2（校区）、18 集計用地区コード 3、19 集計計上日、20 受診区分、21 費用区分、22 一次判定、23 一次偶発症、24 精検受診区分、25 精検受診日、26 精検判定、27 精検早期がん、28 一次マンモ判定、29 精検がん・原発性、30 精検偶発症、31 受診時国保、32 一次検診方法、33 一次エコー判定	
記録範囲	乳がん検診受診者（過去 5 年分）	
記録情報の収集方法	検診実施機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報	—	

報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	肺がん検診受診者名簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康づくり推進課	
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法第 19 条の 2 及びがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、市各がん検診実施要綱に基づき実施するがん検診受診者の受診記録及び確認、データ分析、PHR（パーソナルヘルスレコード）等に利用	
記録項目	1 フリガナ、2 生年月日、3 小学校区、4 性別、5 住民番号、6 健管番号、7 受診日、8 健診機関コード、9 シリアル、10 受診年度、11 受診時年齢数値、12 受診時年齢文字、13 集計用年齢、14 年齢区分、15 管轄（区役所）、16 校区、17 集計用地区コード1、18 集計用地区コード2（校区）、19 集計用地区コード3、20 集計計上日、21 喀痰所見、22 容器配布、23 受診区分、24 費用区分、25 喀痰細胞診、26 一次判定、27 一次偶発症、28 精検受診区分、29 精検受診日、30 精検判定、31 一次胸部 X 線読影結果、32 一次喀痰細胞診結果、33 精検がん・原発性、34 精検臨床病期分類、35 精検偶発症、36 容器回収、37 受診時国保	
記録範囲	肺がん検診受診者（過去 5 年分）	
記録情報の収集方法	検診実施機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報	—	

報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	胃がんリスク検査受診者名簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康づくり推進課	
個人情報ファイルの利用目的	熊本市胃がんリスク検査実施要綱、熊本市胃がんリスク検査実施要領に基づき実施する胃がんリスク検査受診者の受診記録及び確認、データ分析等	
記録項目	1 健管番号、2 受診日、3 健診機関コード、4 シリアル、5 受診年度、6 受診時年齢数値、7 受診時年齢文字、8 集計用年齢、9 管轄（区役所） 10 校区、11 集計用地区コード1、12 集計用地区コード2（校区） 13 集計用地区コード3、14 受診区分、15 費用区分、16 一次判定、 17 一次偶発症、18 二次検査受診日、19 二次検査方法、20 二次検査判定、 21 二次検査偶発症、22 ピロリ菌除菌治療、23 ピロリ菌除菌判定、 24 ピロリ菌除菌治療（二次）、25 ピロリ菌除菌判定（二次）、 26 集計計上日、27 受診時国保	
記録範囲	胃がんリスク検査受診者（令和3年度以降）	
記録情報の収集方法	検診実施機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	妊婦歯科健診事業事務	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部健康づくり推進課	
個人情報ファイルの利用目的	歯科健診の受診履歴の記録・確認のために利用する。	
記録項目	世帯情報、健管番号、住民番号、統合宛名、氏名、生年月日、郵便番号、住所、最新異動日、最新届出日、住民事由、住民日、住民届出日、電話番号、健診機関、受診年度、受診時年齢、管轄区、校区、妊娠届出日、健診結果	
記録範囲	健診を受けた者	
記録情報の収集方法	医療機関で記載する妊婦歯科健診受診票	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民年金被保険者データベース	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金の資格変更、保険料免除等の申請記録登録照会	
記録項目	基礎年金番号、宛名番号、個人番号、氏名、生年月日、資格状況、性別、住所、世帯番号、電話番号、資格情報、付加情報、免除情報、給付情報、相談記録その他	
記録範囲	国民年金の資格取得変更、免除申請のあった者	
記録情報の収集方法	本人の申請、日本年金機構からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 熊本市総務局行政管理部法制課(情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 熊本市総務局行政管理部法制課(情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	診療報酬明細書	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	医療機関等からの保険給付費の請求	
記録項目	保険者番号、記号番号、氏名、生年月日、保険医療機関の名称及び名称、傷病名、投薬、等	
記録範囲	国民健康保険被保険者で、医療機関等を受診し、医療機関等から医療費について請求があった者。	
記録情報の収集方法	医療機関からの請求	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	労働基準監督署等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、詳しくは国保年金課（連絡先は 328-2290）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	療養費支給申請書	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者からの療養費申請	
記録項目	記号番号、氏名、生年月日、住所、電話番号、受付日、受診医療機関診療年月日、自己負担額、支給額、等	
記録範囲	国民健康保険被保険者で、療養費の申請をした者と診療を受けた者。	
記録情報の収集方法	本人提出の療養費支給申請書、診療報酬明細書、装具装着証明書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	熊本県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	高額療養費支給申請書	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者からの高額療養費申請	
記録項目	記号番号、氏名、生年月日、住所、電話番号、受付日、受診医療機関診療年月日、自己負担額、支給額、等	
記録範囲	国民健康保険被保険者で、高額療養費の申請をした者と診療を受けた者。	
記録情報の収集方法	本人提出の高額療養費支給申請書、診療報酬明細書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	熊本県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	医療費支給額通知書	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者への給付	
記録項目	記号番号、診療年月日、氏名、受診医療機関診療区分、日数、医療費総額、自己負担額、等	
記録範囲	国民健康保険被保険者で、医療機関等を受診し、医療機関等から医療費について請求があった者。	
記録情報の収集方法	医療機関からの請求	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	他保険者との調整に係る療養給付費返還金	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者に対する返還金請求	
記録項目	記号番号、住所、氏名、診療日、医療機関名、医療費総額、受診者の支払額、熊本市負担額、国保終了理由、終了日	
記録範囲	国民健康保険被保険者で、医療機関等を受診し、医療機関等から医療費について請求があった者。	
記録情報の収集方法	医療機関からの請求	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	熊本県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	熊本市後期高齢者医療保険被保険者データベース	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく被保険者の資格要件や保険料賦課状況等の記録・確認のために利用する。	
記録項目	1.被保険者番号、2.宛名番号、3.氏名、4.住所、5.性別、6.生年月日、7.資格取得（喪失）日、8.届出日、8.取得（喪失）事由	
記録範囲	熊本市の後期高齢者医療保険の資格を取得または喪失した者	
記録情報の収集方法	後期高齢者医療保険の加入または喪失の届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	厚生年金局、警察	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （ 電算処理ファイル ）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （ マニュアル処理ファイル ）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	熊本市住民基本台帳データベース	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく被保険者の資格要件や保険料賦課状況等の記録・確認のために利用する。	
記録項目	1.宛名番号、2.氏名、3.住所、4.性別、5.生年月日、6.転入（転出）履歴	
記録範囲	熊本市に住所登録を有する又は有していた者	
記録情報の収集方法	後期高齢者医療保険の加入または喪失の届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	熊本市税情報データベース	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく被保険者の資格要件や保険料賦課状況等の記録・確認のために利用する。	
記録項目	1.宛名番号、2.氏名、3.住所、4.性別、5.生年月日、6.収入（所得）種類、7.収入（所得）金額 8.課税状況	
記録範囲	熊本市の課税・非課税情報を登録されている者	
記録情報の収集方法	後期高齢者医療保険の加入または喪失の届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険料額（変更）決定通知書	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	納付通知書の送付	
記録項目	1.被保険者番号、2.宛名番号、3.氏名、4.住所、5.生年月日、6.資格取得（喪失）日、7.更生年月日	
記録範囲	後期高齢者の喪失の届出等により保険料が変更になった者	
記録情報の収集方法	後期高齢者医療保険の喪失の届出等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	保険証（通常証）出力リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	保険証（通常証）の送付	
記録項目	1.被保険者番号、2.氏名、3.郵便番号、4.住所、5.世帯人数、6.証区分	
記録範囲	熊本市の後期高齢者医療保険の資格が有り、保険料に一定の滞納がない者	
記録情報の収集方法	熊本市後期高齢者医療保険被保険者データベース	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	保険証（短期証）出力リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	保険証（短期証）の送付	
記録項目	1.被保険者番号、2.氏名、3.郵便番号、4.住所、5.世帯人数、6.証区分	
記録範囲	熊本市の後期高齢者医療保険の資格が有り、保険料に一定の滞納がある者	
記録情報の収集方法	熊本市後期高齢者医療保険被保険者データベース	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活保護異動連絡票	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護の情報の確認	
記録項目	1.実施機関名、2.ケース番号、3.氏名、4.宛名番号、5.被保険者番号、6.資格区分、7.取得異動年月日、8.取得異動事由、9.喪失異動年月日、10.喪失異動事由、11.性別、12.年齢、13.生年月日、14.保護開始年月日、15.保護廃止年月日、16.保護停止年月日、17.保護再開年月日、18.異動事由	
記録範囲	生活保護の開始又は廃止があった者	
記録情報の収集方法	保護管理援護課からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	納付通知書送付リスト（年次）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	納付通知書（年次）の送付	
記録項目	1.被保険者番号、2.通知書番号、3.納付手段、4.氏名、5.住所	
記録範囲	熊本市の後期高齢者医療保険の資格が有る者	
記録情報の収集方法	熊本市国民健康保険被保険者データベース	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	納付通知書送付リスト（月次）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	納付通知書（月次）の送付	
記録項目	1.被保険者番号、2.通知書番号、3.納付手段、4.氏名、5.住所	
記録範囲	保険料に変更があった各被保険者	
記録情報の収集方法	熊本市国民健康保険被保険者データベース	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	簡易申告書送付リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	簡易申告書の送付	
記録項目	1.氏名、2.郵便番号、3.住所、4.資格区分、5.宛名番号	
記録範囲	熊本市の後期高齢者医療保険の資格が有り、住民税が未申告の者	
記録情報の収集方法	熊本市後期高齢者医療保険被保険者データベース	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	減免申請者リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	減免の判定	
記録項目	1.受付 No、2.対象年度、3.申請日、4.決定日、5.被保険者番号、6.氏名、7.賦課額	
記録範囲	減免申請書の提出又は依頼をした者	
記録情報の収集方法	本人提出の新型コロナウイルス減免申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険障害認定勧奨通知	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	65 歳～被保険者該当の勧奨	
記録項目	1.氏名、2.郵便番号、3.住所、4.障がい区分	
記録範囲	65 歳年齢到達者で障がい区分で後期高齢者への加入条件を有するもの	
記録情報の収集方法	熊本市障害福祉被保険者データベース	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	熊本市国民健康保険被保険者データベース	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険法に基づく被保険者の資格要件や保険料賦課状況等の記録・確認のために利用する。	
記録項目	1.記号番号、2.宛名番号、3.個人番号、4.氏名（フリガナ）、5.住所、6.性別、7.生年月日、8.年齢、9.続柄、10.住民日、11.資格取得（変更）及び喪失日、12.届出日、13.取得（変更）及び喪失事由、14.収入（所得）種類、15.収入（所得）金額、16.課税区分、17.保険料額、18.証区分、19.保険証交付履歴	
記録範囲	熊本市の国民健康保険の資格取得（変更）または喪失した者	
記録情報の収集方法	国保の加入または喪失の届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	厚生年金局、警察	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険資格喪失勧奨リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険資格喪失勧奨の送付	
記録項目	1.記号番号、2.宛名番号、3.氏名、4.住所、5.国民年金喪失事由、6.国民健康保険喪失年月日	
記録範囲	熊本市の国民健康保険と重複して社会保険等の資格を持つ疑いがある者	
記録情報の収集方法	熊本市国民健康保険被保険者データベース	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	高齢受給者証対象者リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険証兼高齢受給者証の送付	
記録項目	1.記号番号、2.宛名番号、3.氏名、4.住所、5.一部負担金割合、6.発行期日	
記録範囲	高齢受給者証の対象となった者	
記録情報の収集方法	熊本市国民健康保険被保険者データベース	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	保険証（通常証）出力リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	保険証（通常証）の送付	
記録項目	1.記号番号、2.氏名、3.郵便番号、4.住所、5.世帯人数、6.証区分	
記録範囲	熊本市の国民健康保険の資格が有り、保険料に一定の滞納がない者	
記録情報の収集方法	熊本市国民健康保険被保険者データベース	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	保険証（短期証）出力リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	保険証（短期証）の送付	
記録項目	1.記号番号、2.氏名、3.郵便番号、4.住所、5.世帯人数、6.証区分	
記録範囲	熊本市の国民健康保険の資格が有り、保険料に一定の滞納がある者	
記録情報の収集方法	熊本市国民健康保険被保険者データベース	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活保護異動連絡票	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護の情報の確認	
記録項目	1.実施機関名、2.ケース番号、3.氏名、4.宛名番号、5.記号番号、6.資格区分、7.取得異動年月日、8.取得異動事由、9.喪失異動年月日、10.喪失異動事由、11.性別、12.年齢、13.生年月日、14.保護開始年月日、15.保護廃止年月日、16.保護停止年月日、17.保護再開年月日、18.異動事由	
記録範囲	生活保護の受給開始又は廃止（停止）があった者	
記録情報の収集方法	保護管理援護課からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	納付通知書送付リスト（年次）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	納付通知書（年次）の送付	
記録項目	1.記号番号、2.通知書番号、3.納付手段、4.氏名、5.住所	
記録範囲	熊本市の国民健康保険の資格が有る世帯主	
記録情報の収集方法	熊本市国民健康保険被保険者データベース	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	納付通知書送付リスト（月次）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	納付通知書（月次）の送付	
記録項目	1.記号番号、2.通知書番号、3.納付手段、4.氏名、5.住所	
記録範囲	保険料に変更があった世帯の世帯主	
記録情報の収集方法	熊本市国民健康保険被保険者データベース	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市税申告書発送対象者リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	市民税申告書の送付	
記録項目	1.該当年度、2.宛名番号、3.記号番号、4.氏名、5.資格区分、6.性別、7.生年月日、8.年齢、9.郵便番号、10.開始異動年月日、11.所得更生年月日、12.所得更生理由、13.簡易申告書発行区分、14.簡易申告書発行年月日、15.所得判定区分	
記録範囲	熊本市の国民健康保険の資格が有り、住民税が未申告の者	
記録情報の収集方法	熊本市国民健康保険被保険者データベース	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	簡易申告書送付リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	簡易申告書の送付	
記録項目	1.記号番号、2.氏名、3.郵便番号、4.住所、5.資格区分、6.宛名番号	
記録範囲	熊本市の国民健康保険の資格が有り、住民税が未申告の者	
記録情報の収集方法	熊本市国民健康保険被保険者データベース	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	仮徴収額決定通知書送付対象者リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	仮徴収額決定通知書の送付	
記録項目	1.記号番号、2.通知書番号、3.氏名、4.住所、5.納付手段、6.保険料額	
記録範囲	仮徴収の対象となっている世帯の世帯主	
記録情報の収集方法	熊本市国民健康保険被保険者データベース	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	1 割減免申請書出力リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	1 割減免申請書の送付	
記録項目	1.宛名番号、2.記号番号、3.通知書番号、4.氏名、5.減免事由、6.郵便番号、7.住所、8.国保加入者数、9.前年度総所得金額、10.減免前確定賦課額	
記録範囲	1 割減免の条件を満たす世帯の世帯主	
記録情報の収集方法	熊本市国民健康保険被保険者データベース	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	口座振替申込受付簿（国民健康保険料及び介護保険料）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	保険料の口座振替	
記録項目	1 通知書番号、2 氏名、3 開始月、4 金融機関名、5 端末番号、6 伝票番号（5, 6 はページーのみ）	
記録範囲	保険料の口座振替を申請した者	
記録情報の収集方法	本人提出の申請書(Web 含む)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	口座振替申込受付簿（後期高齢者医療保険料）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	保険料の口座振替	
記録項目	1 通知書番号、2 氏名、3 開始月、4 金融機関名、5 端末番号、6 伝票番号（5, 6 はページーのみ）	
記録範囲	保険料の口座振替を申請した者	
記録情報の収集方法	本人提出の申請書(Web 含む)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	口座振替不能関係（国民健康保険料及び介護保険料）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	保険料の口座振替不能時の通知作成	
記録項目	1.金融機関、2.通知書番号、3.宛名番号、4.氏名、5.口座種別、6.口座番号、7.名義人、8.金額、11.口座不能理由	
記録範囲	保険料の口座振替を申請した者のうち、口座振替不能となった者	
記録情報の収集方法	A ネットシステム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	口座振替不能関係（後期高齢者医療保険料）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	保険料の口座振替不能時の通知作成	
記録項目	1.金融機関、2.被保険者番号、3.被保険者名、4.口座種別、5.口座番号、6.名義人、7.不能額、8.不能理由	
記録範囲	保険料の口座振替を申請した者のうち、口座振替不能となった者	
記録情報の収集方法	MCWEL システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	還付充当関係（国民健康保険料及び介護保険料）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	保険料の還付充当	
記録項目	1.宛名番号、2.氏名、3.住所、4.性別、5.生年月日、6.賦課、7.該当、8.期別、13.金額	
記録範囲	保険料の還付または充当の対象者となった者	
記録情報の収集方法	A ネットシステム 本人提出の請求書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	還付充当関係（後期高齢者医療保険料）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	保険料の還付充当	
記録項目	1.宛名番号、2.氏名、3.住所、4.性別、5.生年月日、6.賦課、7.該当、8.期別、14.金額	
記録範囲	保険料の還付または充当の対象者となった者	
記録情報の収集方法	MCWEL システム 本人提出の請求書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	納付状況確認書出力対象者リスト（国民健康保険料及び介護保険料）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	保険料の納付状況確認書発送	
記録項目	1.宛名番号、2.世帯番号、3.氏名、4.住所、5.納付金額	
記録範囲	保険料納付者	
記録情報の収集方法	A ネットシステム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	納付状況確認書出力対象者リスト（後期高齢者医療保険料）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	保険料の納付状況確認書発送	
記録項目	1.宛名番号、2.被保険者番号、3.氏名、4.住所、5.納付金額	
記録範囲	保険料納付者	
記録情報の収集方法	MCWEL システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	Web 口座振替受付サービス（他課受付分）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	公金の口座振替	
記録項目	1 お客様番号、2 税目、3 氏名、4 生年月日、5 住所、6 メールアドレス、7 口座番号	
記録範囲	公金の口座振替を申請した者	
記録情報の収集方法	Web による本人申込	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （ 電算処理ファイル ）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （ マニュアル処理ファイル ）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	口座振替関係（国民健康保険料・介護保険料）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	保険料の口座振替	
記録項目	1 税目、2 金融機関、3 通知書番号、4 宛名番号、5 氏名、6 口座種別、7 口座番号、8 名義人、9 金額	
記録範囲	保険料の口座振替を依頼した者	
記録情報の収集方法	A ネットシステム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	口座振替関係（後期高齢者医療保険料）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	保険料の口座振替	
記録項目	1 金融機関、2 口座種別、3 口座番号、4 名義人、5 金額、6 被保険者番号・氏名	
記録範囲	保険料の口座振替を依頼した者	
記録情報の収集方法	MCWEL システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	納付チェック（国民健康保険料・介護保険料）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	保険料の口座振替停止依頼（月毎）対象者抽出	
記録項目	1 宛名番号、2 通知書番号、3 氏名、4 金融機関、5 口座種別、6 口座番号、7 名義人、8 納付金額、9 領収日	
記録範囲	保険料の口座振替対象者のうち、当月の保険料を既に納付した者	
記録情報の収集方法	A ネットシステム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	本算定前口座振替一括廃止（国民健康保険・介護保険）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	保険料の本算定前口座振替廃止対象者抽出	
記録項目	1 国保番号（介護保険については介護番号）、2 宛名番号、3 氏名、4 住所、5 金融機関、6 口座種別、7 口座番号、8 名義人	
記録範囲	保険料の振替口座の登録がある者のうち、2年以上振替実績のない者	
記録情報の収集方法	A ネットシステム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	口座振替不能通知使用者リスト（国民健康保険・介護保険）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	口座振替不能通知の使用状況確認	
記録項目	1 宛名番号、2 通知書番号、3 納付金額、4 領収日	
記録範囲	保険料の口座振替不能通知を送付した者のうち不能通知によって支払いを行った者	
記録情報の収集方法	A ネットシステム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	保険料滞納者リスト（国民健康保険・介護保険）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	口座勧奨キャンペーン対象者抽出	
記録項目	1 宛名番号、2 記号番号、3 被保険者番号、4 氏名、5 住所、6 生年月日、7 性別、8 収入額、9 調定金額、10 滞納金額	
記録範囲	保険料の口座登録対象者のうち保険料の滞納がある者	
記録情報の収集方法	A ネットシステム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険料及び介護保険料に関する滞納者データベース	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料及び介護保険料に関する滞納整理のため	
記録項目	1.宛名番号、2.氏名、3.住所、4.性別、5.生年月日、6.賦課、7.該当、8.期別、9.金額	
記録範囲	国民健康保険料及び介護保険料を納期限までに納付しなかった者	
記録情報の収集方法	A ネットシステム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険料に関する滞納データベース	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料に関する滞納整理のため	
記録項目	1.宛名番号、2.氏名、3.住所、4.性別、5.生年月日、6.賦課、7.該当、8.期別、9.金額	
記録範囲	後期高齢者医療保険料及び介護保険料を納期限までに納付しなかった者	
記録情報の収集方法	M C W E L システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	特定健診・特定保健指導用データベース	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	・高齢者の医療の確保に関する法律等に基づく特定健診・特定保健指導保健事業のために利用	
記録項目	1.宛名番号,2.記号番号,3.被保険者番号,4.氏名,5.性別,6.住所・電話番号,7.生年月日・年齢,8.健診記録,9.レセプト情報,10.その他	
記録範囲	・熊本市国保被保険者 ・熊本市後期高齢者	
記録情報の収集方法	・1～7・・・庁内他システム連携 ・8～10・・・健診や医療の受診後に実施機関から医師会や国保連合会を通してシステム連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	・熊本県国民健康保険連合会 ・熊本県後期広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	医療費適正化用データベース	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	・高齢者の医療の確保に関する法律等に基づく医療費適正化保健事業のために利用	
記録項目	1.宛名番号,2.記号番号,3.被保険者番号,4.氏名,5.性別,6.住所・電話番号,7.生年月日・年齢,8.健診記録,9.レセプト情報,10.その他	
記録範囲	・熊本市国保被保険者 ・熊本市後期高齢者	
記録情報の収集方法	・1～7・・・庁内他システム連携 ・8～10・・・健診や医療の受診後に実施機関から医師会や国保連合会を通してシステム連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	・熊本県国民健康保険連合会 ・熊本県後期広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者健診用データベース	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	・ 高齢者の医療の確保に関する法律等に基づく後期高齢者健診保健事業のために利用	
記録項目	1.宛名番号,2.記号番号,3.被保険者番号,4.氏名,5.性別,6.住所・電話番号,7.生年月日・年齢,8.健診記録,9.レセプト情報,10.その他,11.介護情報	
記録範囲	・ 熊本市国保被保険者 ・ 熊本市後期高齢者	
記録情報の収集方法	・ 1～7.11・・・庁内他システム連携 ・ 8～10・・・健診や医療の受診後に実施機関から医師会や国保連合会を通してシステム連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	・ 熊本県国民健康保険連合会 ・ 熊本県後期広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	一体化事業用データベース	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局健康福祉部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	・高齢者の医療の確保に関する法律等に基づく一体化保健事業のために利用	
記録項目	1.宛名番号,2.記号番号,3.被保険者番号,4.氏名,5.性別,6.住所・電話番号,7.生年月日・年齢,8.健診記録,9.レセプト情報,10.その他,11.介護情報	
記録範囲	・熊本市国保被保険者 ・熊本市後期高齢者	
記録情報の収集方法	・1～7.11・・・庁内他システム連携 ・8～10・・・健診や医療の受診後に実施機関から医師会や国保連合会を通してシステム連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	・熊本県国民健康保険連合会 ・熊本県後期広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	さくらカード・おでかけ IC カード台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局高齢者支援部高齢福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	さくらカード及びおでかけ IC カードの発行履歴の記録・確認のために利用する。	
記録項目	宛名番号、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、世帯番号、行政区、住所、電話番号、対象区分、IC カード番号、申請日、申請事由、交付履歴	
記録範囲	おでかけ IC カード交付の対象で、おでかけ IC カード（R3 年度以前はさくらカード）の交付申請を行った者。	
記録情報の収集方法	・宛名番号、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、世帯番号、行政区、住所については、A ネット（住民基本台帳）上の情報。 ・電話番号、対象区分、IC カード番号、申請日、申請事由、交付履歴については、おでかけ IC カード交付申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	介護保険システム	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局高齢者支援部介護保険課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険法に基づく介護保険被保険者の資格・賦課・認定・給付等に関する情報の管理	
記録項目	1.氏名、2.生年月日、3.住所、4.介護保険資格に関する情報、5.介護保険料に関する情報、6.要介護認定に関する情報、7.介護保険給付に関する情報	
記録範囲	介護保険第1号被保険者 介護保険第2号被保険者のうち、要介護（要支援）認定を受けたもの	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システムからの情報連携 本人または代理人からの要介護（要支援）認定申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	熊本県国保連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	事故報告書一覧	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局高齢者支援部介護事業指導課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険サービス事業所等からの事故報告の管理	
記録項目	1. 受付日、2. 法人名、3. 事業所名、4. サービス種別、5. 連絡日、6. 事故日、7. 事故の種別、8. 原因、診断名等、9. 利用者名、10. 年齢、11. 介護度	
記録範囲	事業所等において事故にあった者	
記録情報の収集方法	事業所等からの報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	熊本市優待証（さくらカード）の交付事務	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	熊本市優待証（さくらカード）の交付台帳管理	
記録項目	1.宛名番号、2.カナ氏名、3.氏名、4.対象区分、5.申請日、6.申請事由、7.申請事由詳細、8.廃止日、9.廃止事由、10.廃止事由詳細、11.付箋区分、12.付箋内容、13.特記事項、14.強制継続区分、15.おでかけ IC カード番号、16.送付対象区分、17.住所地特例・介護要件、18.住所地特例・生保要件、19.住所地特例・身障手帳番号、20.住所地特例・身障障害等級、21.住所地特例・療育手帳番号、22.住所地特例・療育程度、23.精神等級、24.住民区分、25.性別コード、26.年齢、27.生年月日、28.郵便番号、29.住所、30.方書、31.住所コード、32.校区コード、33.校区、34.住民日異動日、35.非住民日移動日	
記録範囲	熊本市優待証（さくらカード）の交付を受けた者及び過去に認定を受けていた者	
記録情報の収集方法	熊本市おでかけ I C カードの交付申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	富士通 JAPAN	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	熊本市障がい者福祉タクシー事業	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	障がい者福祉タクシー券資格台帳管理	
記録項目	1.宛名番号、2.カナ氏名、3.氏名、4.住民区分、5.郵便番号、6.住所、7.方書、8.申請日、9.券種別、10.交付日、11.券番号、12.年度、13.交付枚数、14.手帳種別、15.身障手帳県番号、16.身障手帳番号、17.身障手帳交付日、18.身障手帳種別、19.身障手帳等級、20.療育手帳記号番号、21.療育手帳番号、22.療育手帳交付日、23.療育手帳程度、24.精神手帳番号、25.精神手帳有効期限、26.精神手帳交付日、27.精神手帳等級	
記録範囲	熊本市障がい者福祉タクシーの認定を受けた者及び過去に認定を受けていた者	
記録情報の収集方法	熊本市障がい者福祉タクシー利用券交付申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	富士通 JAPAN	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	日常生活用具給付事業	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	日常生活用具支給決定台帳管理	
記録項目	1.宛名番号、2.資格状態、3.カナ氏名、4.氏名、5.生年月日、6.年齢、7.性別、8.保護者カナ氏名、9.保護者氏名、10.保護者生年月日、11.保護者住所、12.対象者との続柄、13.申請日、14.手帳種別、15.身障手帳番号、16.身障手帳交付日、17.身障手帳種別、18.身障手帳等級、19.療育手帳記号番号、20.療育手帳番号、21.療育手帳交付日、23.療育手帳程度、24.精神手帳番号、25.精神手帳有効期限、26.精神手帳交付日、27.精神手帳等級、28.管轄区、29.送付先氏名、30.送付先住所、31.判定結果、32.決定日、33.調査基準日、34.児者区分、35.世帯区分、36.所得割額、37.所得額、38.決定金額、39.用具上限額、40.自己負担額、41.公費負担額、42.負担上限額、43.所得区分、44.所得対象者氏名、45.取扱業者名、46.取扱業者所在地	
記録範囲	日常生活用具の支給を受けた者及び過去に日常生活用具の支給を受けた者（支給非該当者含む）	
記録情報の収集方法	日常生活用具給付申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	富士通 JAPAN	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができ	—	

る期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	特別児童扶養手当受付事務
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課
個人情報ファイルの利用目的	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の申請者管理、受給者の資格要件や認定、決定、受給等の履歴の記録・確認のために利用する。
記録項目	1.宛名番号、2.資格状態、3.カナ氏名、4.氏名、5.生年月日、6.年齢、7.性別、8.郵便番号、9.住所、10.方書、11.電話番号、12.管轄区、13.申請日、14.受付日、15.申請事由、16.配偶者、17.国籍、18.整理番号、19.状態区分、20.却下事由、21.変更日、22.改定年月、23.証書番号、24.喪失日、25.喪失事由、26.公金、27.不足書類、28.支給開始年月、29.支給済年月、30.過去分支給終了年月、31.差止年月、32.差止理由、33.差止解除年月、34.随時払方法、35.前年所得判定結果、36.所得年度、37.所得判定結果、38.所得状況届、39.支給停止届、40.災害、41.児童宛名番号、42.児童カナ氏名、43.児童氏名、44.続柄、45.児童生年月日、46.児童性別、47.児童国籍、48.同居、49.障害有無、50.障害番号等級、51.該当、52.該当日、53.非該当予定日、54.非該当日、55.非該当事由、56.父氏名、57.母氏名、58.有期認定区分、59.再診年月、60.実再診年月、61.不支給開始年月、62.不支給終了年月、63.旧等級、64.等級切替月、65.児童日付、66.児童区分、67.児童番号、68.児童数値、69.児童備考、70.認定時手当、71.手当月額、72.増異動事由、73.増異動日、74.減異動事由、75.減異動日、76.身障手帳種別、77.身障手帳等級、78.療育手帳程度、79.精神手帳等級、80.被保険者番号、81.要介護度、82.介護認定有効期間、83.保護開始日、84.保護廃止日、85.停止フラグ、86.所得確定、87.本人控除前所得額、88.本人控除額、89.本人控除後所得額、90.本人所得基準額、91.本人全扶養数、92.本人内老人数、93.本人特定扶養数、94.配偶者控除前所得額、95.配偶者控除額、96.配偶者控除後所得額、97.配偶者所得基準額、98.配偶者全扶養数、99.配偶者内老人数、100.配偶者特定扶養数、101.扶養義務者控除前所得額、102.扶養義務者控除額、103.扶養義務者控除後所得額、104.扶養義務者所得基準額、105.扶養義務者全扶養数、106.扶養義務者内老人数、107.扶養義務者特定扶養数、108.支払方法、109.銀行名、110.支店名、111.口座種別、112.口座番号、113.口座名義人、114.D V 該当、115.世帯員 D V 該当
記録範囲	特別児童扶養手当の申請を行った者（却下者）及び認定者、過去に認定を受けていた者
記録情報の収集方法	特別児童扶養手当認定請求書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	富士通 JAPAN
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)熊本市総務局行政管理部法制課(情報公開窓口) (所在地)〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)— (所在地)—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	特別障害者手当等支給事務	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当の申請者管理、受給者の資格要件や認定、決定、受給等の履歴の記録・確認のために利用する。	
記録項目	1.宛名番号、2.資格状態、3.カナ氏名、4.氏名、5.生年月日、6.年齢、7.性別、8.郵便番号、9.住所、10.方書、11.電話番号、12.行政区、13.管轄区、14.送付先氏名、15.送付先郵便番号、16.送付先住所、17.送付先方書、18.認定番号、19.申請日、20.申請区分、21.前市最終支給年月、23.判定日、24.判定結果、25.却下理由、26.支給開始年月、27.認定区分、28.その他障害有無、29.有期期限、30.随時払方法、31.随時払支給期間至、32.差止年月、33.差止理由、34.差止解除年月、35.変更日、36.変更理由、37.喪失日、38.喪失理由、39.年金種類、40.公金 / 入所入院、41.入所入院日、42.退所退院日、43.公金、44.入所、45.台帳管理番号、46.履歴番号、47.世帯管理番号、48.更新日、49.身障手帳種別、50.身障手帳等級、51.療育手帳程度、52.精神手帳等級、53.増異動事由、54.増異動日、55.減異動事由、56.減異動日、57.要介護度、58.介護認定有効期間、59.保護開始日、60.保護廃止日、61.最終所得年度、62.適用開始年月、63.本人合計所得額、64.本人所得基準額、65.本人全扶養数、66.本人内老人数、67.本人特定扶養数、68.配偶者合計所得額、69.配偶者所得基準額、70.配偶者全扶養数、71.配偶者内老人数、72.配偶者特定扶養数、73.扶養義務者合計所得額、74.扶養義務者所得基準額、75.扶養義務者全扶養数、76.扶養義務者内老人数、77.扶養義務者特定扶養数、78.所得判定結果、79.時効、80.銀行コード、81.銀行名、82.支店コード、83.支店名、84.口座種別、85.口座番号、86.口座名義人、87.支給済年月、88.D V 該当	
記録範囲	特別障害者手当、障害児福祉手当申請を行った者（却下者）及び認定者、過去に認定を受けていた者	
記録情報の収集方法	特別障害者手当認定請求書、障害児福祉手当認定請求書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	富士通 JAPAN	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	重度心身障害者医療費助成事務	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	重度心身障害者医療費助成受給資格者ファイル	
記録項目	1.福祉番号、2.所管区、3.住民区分、4.氏名カナ、5.氏名漢字、6.住所、7.方書、8.生年月日、9.年齢、10.宛名区分、11.消除日、12.受給者番号、13.申請年月日、14.認定年月日、15.取下年月日、16.変更年月日、17.喪失年月日、18.受付区、19.申請事由、20.資格取得日、21.取下自由、22.変更事由、23.喪失事由、24.受給区分、25.喪失届出日、26.主保険情報（1.保険者番号、2.保険者名、3.保険種別、4.証記号・番号、5.被保険者氏名、6.本扶区分、7.該当年月日）27.口座情報（1.金融機関、2.店舗、3.種目、4.口座名義人）28.審査情報、29.手帳情報（1.交付年月日、2.障がい種類、3.総合等級・程度、4.種別、5.手帳番号県・号、6.有効期限）30.有効期間情報、31.所得詳細情報（1.総所得額、2.退職所得、3.山林所得、4.土地等事業所得、5.短期譲渡所得、6.長期譲渡所得、7.商品先物取引所得、8.扶養親族等の数、9.うち老人扶養数、10.うち特定扶養数、11.うち年少扶養数、12.同一生計配偶者、13.雑損控除、14.医療費控除、15.社会保険料控除、16.小規模企業共済控除、17.配偶者特別控除、18.肉用牛売却事業所得等、19.本人障がい、20.老年者、21.寡婦、22.勤労学生、23.特別障がい扶養人数、24.普通障がい扶養人数）	
記録範囲	重度心身障害者医療費助成の認定を受けた者及び過去に認定を受けていた者	
記録情報の収集方法	重度心身障がい者（児）医療費助成金受給資格認定申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 熊本県国民健康保険団体連合会 株式会社ファストウェブ	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口）	

受ける組織の名称及び所在地	(所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	介護給付等にかかる障害支援区分・障がい児支援区分の認定及び支給決定事務
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課
個人情報ファイルの利用目的	障害児・者支給決定者管理台帳
記録項目	1.No、2.、3.顔、4.市町村名、5.宛名番号、6.受給者番号、7.カナ氏名、8.氏名、9.生年月日、10.年齢、11.性別コード、12.性別、13.申請区分コード、14.申請区分、15.申請日、16.変更申請日、17.児者区分コード、18.児者区分、19.障害の種類コード、20.障害の種類、21.障害区分、22.手帳情報履歴番号、23.身体障害コード、24.身体障害、25.身障手帳の有無コード、26.身障手帳の有無、27.身障手帳県番号コード、28.身障手帳県番号、29.身障手帳番号、30.身障障害種別コード、31.身障障害種別、32.身障障害等級コード、33.身障障害等級、34.知的障害コード、35.知的障害、36.療育手帳の有無コード、37.療育手帳の有無、38.療育手帳記号番号コード、39.療育手帳記号番号、40.療育手帳番号、41.療育障害程度コード、42.療育障害程度、43.精神障害コード、44.精神障害、45.精神手帳の有無コード、46.精神手帳の有無、47.精神手帳番号、48.精神障害等級コード、49.精神障害等級、50.難病コード、51.難病、52.主たる障害区分コード、53.主たる障害区分、54.多子軽減対象区分コード、55.多子軽減対象区分、56.無償化開始日、57.無償化終了日、58.決定日、59.変更日、60.上限額到達見込者コード、61.上限額到達見込者、62.障害児相談支援 決定内容コード、63.障害児相談支援 決定内容、64.障害児相談支援 支給開始日、65.障害児相談支援 支給終了日、66.障害児相談支援 有効開始日、67.障害児相談支援 有効終了日、68.障害児相談支援 モニタリング期間、69.児童発達支援 決定内容コード、70.児童発達支援 決定内容、71.児童発達支援 決定支給量、72.児童発達支援 難聴児 決定内容コード、73.児童発達支援 難聴児 決定内容、74.児童発達支援 難聴児 決定支給量、75.児童発達支援 重症心身障害児 決定内容コード、76.児童発達支援 重症心身障害児 決定内容、77.児童発達支援 重症心身障害児 決定支給量、78.児童発達支援 加算情報コード、79.児童発達支援 加算情報、80.児童発達支援 支給開始日、81.児童発達支援 支給終了日、82.児童発達支援 有効開始日、83.児童発達支援 有効終了日、84.医療型児童発達支援 決定内容コード、85.医療型児童発達支援 決定内容、86.医療型児童発達支援 決定支給量、87.医療型児童発達支援 加算情報コード、88.医療型児童発達支援 加算情報、89.医療型児童発達支援 支給開始日、90.医療型児童発達支援 支給終了日、91.医療型児童発達支援 有効開始日、92.医療型児童発達支援 有効終了日、93.放課後等デイサービス 決定内容コード、94.放課後等デイサービス 決定内容、95.放課後等デイサービス 決定支給量、96.放課後等デイサービス 重症心身障害児 決定内容コード、97.放課後等デイサービス 重症心身障害児 決定内

	容、98.放課後等デイサービス 重症心身障害児 決定支給量、99.放課後等デイサービス 加算情報コード、100.放課後等デイサービス 加算情報、101.放課後等デイサービス 支給開始日、102.放課後等デイサービス 支給終了日、103.放課後等デイサービス 有効開始日、104.放課後等デイサービス 有効終了日、105.保育所等訪問支援 決定内容コード、106.保育所等訪問支援 決定内容、107.保育所等訪問支援 決定支給量、108.保育所等訪問支援 支給開始日、109.保育所等訪問支援 支給終了日、110.保育所等訪問支援 有効開始日、111.保育所等訪問支援 有効終了日、112.居宅訪問型児童発達支援 決定内容コード、113.居宅訪問型児童発達支援 決定内容、114.居宅訪問型児童発達支援 決定支給量、115.居宅訪問型児童発達支援 加算情報コード、116.居宅訪問型児童発達支援 加算情報、117.居宅訪問型児童発達支援 支給開始日、118.居宅訪問型児童発達支援 支給終了日、119.居宅訪問型児童発達支援 有効開始日、120.居宅訪問型児童発達支援 有効終了日、121.障害児相談支援事業者番号 1、122.障害児相談支援事業者名カナ 1、123.障害児相談支援事業者名 1、124.障害児相談支援計画作成者 1 コード、125.障害児相談支援計画作成者 1、126.障害児相談支援事業者番号 2、127.障害児相談支援事業者名カナ 2、128.障害児相談支援事業者名 2、129.障害児相談支援計画作成者 2 コード、130.障害児相談支援計画作成者 2、131.特記事項、132.特記事項 1、133.特記事項 2、134.特記事項 3、135.特記事項 4、136.特記事項 5、137.特記事項 6、138.特記事項 7、139.特記事項 8、140.特記事項 9、141.特記事項 10、142.公費受給者番号、143.保険者番号、144.保険者名、145.保険番号、146.保険記号、147.医療機関事業者コード、148.医療機関事業者名、149.肢体不自由児通所医療費、150.適用期間開始日、151.適用期間終了日、152.備考 1、153.備考 2、154.備考 3、155.備考 4、156.備考 5、157.区分 1 コード、158.区分 1、159.区分 2 コード、160.区分 2、161.区分 3 コード、162.区分 3、163.区分 4 コード、164.区分 4、165.区分 5 コード、166.区分 5、167.日付 1、168.日付 2、169.日付 3、170.日付 4、171.日付 5、172.年度、173.適用開始年月、174.負担上限月額、175.負担額有効開始日、176.負担額有効終了日、177.定率適用コード、178.定率適用、179.生保定率適用コード、180.生保定率適用、181.第 2 1 条コード、182.第 2 1 条、183.第 2 1 条 金額、184.第 2 1 条 有効開始日、185.第 2 1 条 有効終了日、186.食事提供加算コード、187.食事提供加算、188.食事提供加算適用開始日、189.食事提供加算適用終了日、190.市所得区分コード、191.市所得区分、192.収入額、193.特例認定世帯コード、194.特例認定世帯、195.減免申請日、196.減免認定日、197.国所得区分コード、198.国所得区分、199.県所得区分コード、200.県所得区分、201.国負担上限額、202.県負担上限額、203.市負担上限額、204.国生保所得区分コード、205.国生保所得区分、206.県生保所得区分コード、207.県生保所得区分、208.市生保所得区分コード、209.市生保所得区分、210.国生保減免後負担上限額、211.県生保減免後負担上限額、212.市生保減免後負担上限額、213.生保区分コード、214.生保区分、215.課税区分コード、216.
--	---

	課税区分、217.備考、218.本人名義預貯金額、219.本人名義不動産保有コード、220.本人名義不動産保有、221.本人名義その他資産コード、222.本人名義その他資産、223.生計中心者預貯金額、224.生計中心者不動産保有コード、225.生計中心者不動産保有、226.生計中心者その他資産コード、227.生計中心者その他資産、228.世帯員数、229.世帯収入額、230.世帯預貯金等額、231.世帯不動産保有コード、232.世帯不動産保有、233.世帯その他資産コード、234.世帯その他資産、235.特定目的収入計、236.家賃等支給額、237.児童手当、238.医療費自己負担支給額、239.生活保護収入額、240.放射線障害加算額、241.稼得等収入計、242.工賃等就労収入、243.障害年金等、244.特別障害者手当、245.市町村判断額、246.その他収入計、247.不動産収入、248.地方公共団体支給手当、249.仕送り、250.その他収入、251.必要経費、252.租税の課税額、253.社会保険料、254.生活費区分コード、255.生活費区分、256.単価、257.工賃控除額、258.月額工賃収入等合計、259.月額年金収入等合計、260.所得区分合計所得額、261.所得区分障害年金等、262.所得区分特障手当等、263.所得割額 2 万円未満、264.所得割額 2 8 万円未満、265.上限額管理事業者名、266.上限額管理事業者番号、267.上限額管理開始年月、268.上限額管理終了年月、269.独自助成対象者区分コード、270.独自助成対象者区分、271.指標該当の有無コード、272.指標該当の有無、273.医療的ケア判定スコア、274.モニタリング事業所番号、275.モニタリング 事業所名カナ、276.モニタリング 事業所名、277.モニタリング 開始年月、278.モニタリング 終了年月、279.モニタリング 実施区分コード、280.モニタリング 実施区分、281.モニタリング 備考 1、282.モニタリング 備考 2、283.モニタリング 予定作成フラグ、284.住民区分コード、285.住民区分、286.郵便番号、287.住所コード、288.住所、289.方書、290.行政区コード、291.行政区、292.支所 1 コード、293.支所 1、294.管轄場所コード、295.管轄場所、296.送付先管理番号、297.送付先郵便番号、298.送付先住所、299.送付先方書、300.送付先氏名、301.電話番号、302.保護者市町村名、303.保護者郵便番号、304.保護者住所、305.保護者方書、306.保護者宛名番号、307.保護者カナ氏名、308.保護者氏名、309.保護者生年月日、310.保護者と対象者の関係、311.配偶者宛名番号、312.配偶者名、313.成人コード、314.成人、315.増異動日、316.増異動事由コード、317.増異動事由、318.減異動日、319.減異動事由コード、320.減異動事由、321.サービスコード、322.D V 該当、323.未登録外字、324.身障手帳種別コード、325.身障手帳種別、326.身障手帳等級コード、327.身障手帳等級、328.療育手帳程度コード、329.療育手帳程度、330.精神手帳等級コード、331.精神手帳等級、332.被保険者番号、333.要介護度、334.介護認定有効期間、335.保護開始日、336.保護廃止日、337.停止フラグコード、338.停止フラグ
記録範囲	熊本市において障害福祉サービス等の支給決定を受けている、受けている者
記録情報の収集方法	支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、	含む

その旨		
記録情報の経常的提供先	富士通 JAPAN	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	有料道路の障がい者割引制度受付事務	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	有料道路割引資格台帳管理ファイル	
記録項目	1.宛名番号、2.世帯番号、3.行政区、4.カナ氏名、5.生年月日、6.性別、7.電話番号、8.氏名、9.住所、10.住民異動日、11.申請日、12.決定日、13.自動車番号、14.有効期限、15.カード名義、16.カード番号、17.ETC 番号、18.ETC 有効期限	
記録範囲	有料道路割引の認定を受けた者及び過去に認定を受けていた者	
記録情報の収集方法	有料道路障害者割引申請書兼 ETC 利用申請証明書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	富士通 JAPAN	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	更生医療給付及び補装具交付、修理
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課
個人情報ファイルの利用目的	補装具支給台帳ファイル 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく更生医療給付の申請者管理、受給者の資格要件や認定、決定、受給等の履歴の記録・確認のために利用する。
記録項目	○補装具 1.氏名、2.生年月日、3.性別、4.住所、5.方書、6.電話番号、7.管轄区、8.保護者氏名、9.決定日、10.児者区分、11.所得区分、12.決定金額、13.自己負担額、14.公費負担額、15.購入借受け修理、16.借受けの意向、17.取扱業者名、18.用具名称、19.物品名称、20.支払日、21.支給番号、22.発送日、23.退院見込日、24.身障手帳種別、25.身障手帳等級、26.療育手帳程度、27.増異動事由、28.増異動日、29.減異動事由、30.減異動日、31.要介護度、32.介護認定有効期間、33.更相状態区分コード、34.更相状態区分、35.更相判定結果コード、36.更相判定結果、37.借受け期間（自）、38.借受け期間（至） ○更生医療 1.宛名番号、2.資格状態、3.カナ氏名、4.氏名、5.生年月日、6.年齢、7.性別、8.住民区分、9.郵便番号、10.住所、11.方書、12.電話番号、13.行政区、14.受付窓口、15.管轄区、16.送付先氏名、17.送付先郵便番号、18.送付先住所、19.送付先方書、20.保護者宛名番号、21.保護者カナ氏名、22.保護者氏名、23.保護者性別、24.保護者生年月日、25.保護者郵便番号、26.保護者住所、27.保護者方書、28.対象者との続柄、29.受給者番号、30.有効期間自、31.有効期間至、32.申請日、33.申請理由、34.判定依頼日、35.判定日、36.判定結果、37.却下理由、38.判定理由、39.決定日、40.決定内容、41.交付日、42.変更申請日、43.変更日、44.変更理由、45.廃止日、46.廃止理由、47.医療の具体的方針、48.医療の具体的方針詳細、49.医療総額、50.医療機関、51.診療科目、52.訪問看護、53.薬局、54.開始日付、55.終了日付、56.判定年度、57.世帯区分、58.収入額一定以下、59.収入額、60.所得割額、61.重度かつ継続、62.所得区分、63.負担上限額、64.保険者番号、65.保険者名、66.医療内容、67.傷病名、68.特定疾病、69.入院区分、70.***、71.持参日、72.手帳、73.サービス内容、74.指導記録、75.更新日、76.身障手帳種別、77.身障手帳等級、78.療育手帳程度、79.増異動事由、80.増異動日、81.減異動事由、82.減異動日、83.要介護度、84.介護認定有効期間、85.保護開始日、86.保護廃止日、87.D V該当、88.更相状態区分、89.更相判定結果、90.更相有効期間自、91.更相有効期間至
記録範囲	○補装具 補装具の支給を受けた者及び過去に補装具の支給を受けた者（支給非該当者含む）

	○更生医療 更生医療給付を受けた者及び過去に更生医療給付を受けた者（支給非該当者含む）	
記録情報の収集方法	補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書 自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	富士通 JAPAN	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	熊本市日中一時支援事業（政策）
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課
個人情報ファイルの利用目的	障がい者日中一時A型支援支給決定者台帳管理
記録項目	1.No、2. 、3.顔、4.市町村名、5.宛名番号、6.受給者番号、7.カナ氏名、8.氏名、9.生年月日、10.年齢、11.性別コード、12.性別、13.郵便番号、14.住所コード、15.住所、16.方書、17.住民区分コード、18.住民区分、19.行政区コード、20.行政区、21.支所1コード、22.支所1、23.管轄場所コード、24.管轄場所、25.送付先郵便番号、26.送付先住所、27.送付先方書、28.送付先氏名、29.送付先管理番号1、30.申請区分コード、31.申請区分、32.児者区分コード、33.児者区分、34.身体障害コード、35.身体障害、36.知的障害コード、37.知的障害、38.精神障害コード、39.精神障害、40.難病コード、41.難病、42.保護者市町村コード、43.保護者市町村名、44.保護者宛名番号、45.保護者名、46.保護者と対象者の関係コード、47.保護者と対象者の関係、48.更生相談所の意見コード、49.更生相談所の意見、50.変更日、51.サービスコード、52.世帯管理番号、53.負担上限額履歴番号、54.上限額到達見込者コード、55.上限額到達見込者、56.障害の種類コード、57.障害の種類、58.サービス種類コード、59.サービス種類、60.決定日、61.訪問入浴 支給開始日、62.訪問入浴 支給終了日、63.訪問入浴 有効開始日、64.訪問入浴 有効終了日、65.訪問入浴 支給量有効開始日、66.訪問入浴 決定支給量、67.訪問入浴 単価区分コード、68.訪問入浴 単価区分、69.訪問入浴 日付1、70.訪問入浴 区分1コード、71.訪問入浴 区分1、72.移動 支給開始日、73.移動 支給終了日、74.移動 有効開始日、75.移動 有効終了日、76.移動 支給量有効開始日、77.移動 身体介護伴わない 決定支給量、78.移動 身体介護伴う 決定支給量、79.移動 単価区分コード、80.移動 単価区分、81.移動 日付1、82.移動 区分1コード、83.移動 区分1、84.日中A型 支給開始日、85.日中A型 支給終了日、86.日中A型 有効開始日、87.日中A型 有効終了日、88.日中A型 支給量有効開始日、89.日中 日中一時A型 決定支給量、90.日中 日中一時A型（重心） 決定支給量、91.日中A型 単価区分コード、92.日中A型 単価区分、93.日中A型 日付1、94.日中A型 区分1コード、95.日中A型 区分1、96.重度就労 支給開始日、97.重度就労 支給終了日、98.重度就労 有効開始日、99.重度就労 有効終了日、100.重度就労 支給量有効開始日、101.通勤支援 決定支給量、102.職場支援 決定支給量、103.重度就労 日付1、104.重度就労 区分1コード、105.重度就労 区分1、106.重度修学 支給開始日、107.重度修学 支給終了日、108.重度修学 有効開始日、109.重度修学 有効終了日、110.重度修学 支給量有効開始日、111.重度修学 日付1、112.重度修学 区分1コード、113.重度修学 区分1、114.特記事項1、115.特記事項2、116.備考、117.行まとめカウント、118.遷延性意識

	障害者加算コード、119.遷延性意識障害者加算、120.重症心身障害者加算コード、121.重症心身障害者加算、122.更新日付、123.更新時刻、124.更新 P I D、125.更新所属 I D、126.更新操作者 I D、127.更新端末 I P、128.作成日付、129.作成時刻、130.作成 P I D、131.利用中サービス 1、132.利用中サービス 2、133.介護情報履歴番号、134.申請時要介護認定コード、135.申請時要介護認定、136.申請時要介護度コード、137.申請時要介護度、138.申請時介護保険、139.申請時要介護認定有効開始日、140.申請時要介護認定有効終了日、141.居なし期間(自)、142.居なし期間(至)、143.共通汎用備考、144.日付 2、145.区分 2 コード、146.区分 2、147.手帳情報履歴番号、148.身障手帳の有無コード、149.身障手帳の有無、150.身障手帳県番号コード、151.身障手帳県番号、152.身障手帳番号、153.身障障害種別コード、154.身障障害種別、155.身障障害等級コード、156.身障障害等級、157.療育手帳の有無コード、158.療育手帳の有無、159.療育手帳記号番号コード、160.療育手帳記号番号、161.療育手帳番号、162.療育障害程度コード、163.療育障害程度、164.精神手帳の有無コード、165.精神手帳の有無、166.精神手帳番号、167.精神障害等級コード、168.精神障害等級、169.上限額管理事業者名、170.上限額管理事業者名カナ、171.上限額管理事業者番号、172.上限額管理開始年月、173.上限額管理終了年月、174.年度、175.適用開始年月、176.減免履歴、177.定率適用コード、178.定率適用、179.個別適用コード、180.個別適用、181.生保定率適用コード、182.生保定率適用、183.食事提供体制加算コード、184.食事提供体制加算、185.減免申請日、186.減免認定日、187.国所得区分コード、188.国所得区分、189.県所得区分コード、190.県所得区分、191.市所得区分コード、192.市所得区分、193.国負担上限額、194.県負担上限額、195.市負担上限額、196.負担上限額、197.負担割合、198.国個別減免後負担上限額、199.県個別減免後負担上限額、200.市個別減免後負担上限額、201.国生保所得区分コード、202.国生保所得区分、203.県生保所得区分コード、204.県生保所得区分、205.市生保所得区分コード、206.市生保所得区分、207.国生保減免後負担上限額、208.県生保減免後負担上限額、209.市生保減免後負担上限額、210.収入額、211.所得区分合計所得額、212.所得区分障害年金等、213.所得区分特障手当等、214.生保区分コード、215.生保区分、216.課税区分コード、217.課税区分、218.配偶者宛名番号、219.配偶者名、220.成人コード、221.成人、222.所得割額 1 6 万円未満コード、223.所得割額 1 6 万円未満、224.特例認定世帯コード、225.特例認定世帯、226.負担額備考、227.減免有効開始年月日、228.減免有効終了年月日、229.負担上限額有効開始年月日、230.負担上限額有効終了年月日、231.増異動事由コード、232.増異動事由、233.増異動日、234.減異動事由コード、235.減異動事由、236.減異動日、237.身障手帳種別コード、238.身障手帳種別、239.身障手帳等級コード、240.身障手帳等級、241.療育手帳程度コード、242.療育手帳程度、243.精神手帳等級コード、244.精神手帳等級、245.被保険者番号、246.要介護度、247.介護認定有効期間、248.保護開始日、249.保護廃止日、250.停止フラグコード、251.停止フラグ、252.電話番号、253.
--	---

	D V 該当、254.未登録外字	
記録範囲	熊本市障がい者日中一時 A 型支給決定者及び過去に支給決定を受けていた者	
記録情報の収集方法	(地域生活支援事業) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	富士通	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	療育手帳台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部障がい者福祉相談所	
個人情報ファイルの利用目的	熊本市療育手帳制度要綱に基づく療育手帳所持者の申請、判定、決定等の履歴を管理するために利用する。	
記録項目	1.市町村名、2.手帳番号、3.宛名番号、4.資格状態、5.世帯番号、6.行政区、7.カナ氏名、8.氏名、9.生年月日、10.年齢、11.性別、12.住民区分、13.電話番号、14.住所、15.住民日異動日、16.非住民日異動日、17.受付窓口、18.管轄区、19.送付先氏名、20.送付先郵便番号、21.送付先住所、22.送付先方書、23.保護者宛名番号、24.保護者郵便番号、25.保護者住所、26.保護者方書、27.対象者との続柄、28.本籍地、29.旧住所・新住所、30.異動日、31.職業、32.学歴、33.保護者氏名、34.申請日、35.申請理由、36.変更・再交付申請日、37.送付日、38.判定機関、39.判定日、40.判定結果、41.却下理由、42.判定理由、43.手帳番号、44.程度、45.IQ、46.交付日、47.再判定年月、48.JR 減額種別、49.手帳名称、50.変更日、51.変更理由、52.再判定・再交付日、53.再判・再交理由、54.返還日、55.返還理由、56.指導記録、57.管轄区受理日、58.通知発送日、59.手帳受渡日、60.再判定不要、61.受取窓口、62.備考、63.判定情報、64.手帳作成区分、65.世帯管理番号、66.身障手帳種別、67.身障手帳等級、68.精神手帳等級、69.増異動事由、70.増異動日、71.減異動事由、72.減異動日、73.被保険者番号、74.要介護度、75.介護認定有効期間、76.保護開始日、77.保護廃止日、78.児者区分、79.DV 該当	
記録範囲	・療育手帳所持者（所持者であった者を含む） ・療育手帳の申請中の者	
記録情報の収集方法	・療育手帳交付申請書 ・療育手帳再交付・再判定申請書 ・療育手帳記載事項変更届 ・療育手帳返還届	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察署 健康福祉政策課 障がい福祉課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファ	

	イル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考	記録項目の「職業」、「学歴」、「本籍地」は入力していない。	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	身体障害者手帳台帳
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部障がい者福祉相談所
個人情報ファイルの利用目的	身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付状況の管理
記録項目	1.市町村名、2.宛名番号、3.資格状態、4.カナ氏名、5.氏名、6.生年月日、7.年齢、8.性別、9.住民区分、10.郵便番号、11.住所、12.行政区、13.受付窓口、14.管轄区、15.送付先氏名、16.送付先郵便番号、17.送付先住所、18.送付先方書、19.電話番号、20.保護者宛名番号、21.保護者カナ氏名、22.保護者氏名、23.保護者生年月日、24.保護者性別、25.保護者郵便番号、26.保護者住所、27.保護者方書、28.対象者との続柄、29.本籍地、30.旧住所・新住所、31.職業、32.学歴、33.異動日、34.申請理由、35.変更理由、36.再交付理由1～2、37.返還理由、38.申請日、39.変更・再交付申請日、40.本庁受理番号、41.本庁受付日、42.手帳作成区分、43.指定医療機関、44.指定医師名、45.診療科目、46.再認定年月、47.診断日、48.視覚種別（右）、49.視覚種別（左）、50.視力（右）、51.視力（左）、52.聴力（右）、53.聴力（左）、54.身障手帳県番号、55.身障手帳番号付加文字、56.身障手帳種別、57.身障手帳等級、58.交付日、59.変更日、60.再交付日、61.返還日、62.判定日、63.判定結果、64.却下理由、65.判定理由、66.受理日、67.旅客（航空）種別、68.備考1～3、69.通知発送日、70.手帳受渡日、71.持参日、72.処理状況、73.統計部位区分、74.統計等級、75.管轄区役所受理日、76.監護開始日、77.障害区分、78.受取窓口、79.障害内容、80.障害部位区分1～10、81.障害等級1～10、82.障害原因1～10、83.障害認定日1～10、84.再認定日1～10、85.障害内容1～10、86.世帯管理番号、87.療育手帳程度、88.精神手帳等級、89.増異動事由、90.増異動日、91.減異動事由、92.減異動日、93.被保険者番号、94.要介護度、95.介護認定有効期間、96.保護開始日、97.保護廃止日、98.児者区分、99.DV該当
記録範囲	・身体障害者手帳の所持者（所持者であった者を含む） ・身体障害者手帳の申請中の者
記録情報の収集方法	・身体障害者手帳交付・再交付申請書 ・記載事項変更届出書 ・返還届
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察署 健康福祉政策課 障がい福祉課
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法	なし

令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考	記録項目の「職業」、「学歴」は入力していない。「本籍地」(都道府県名) は、身体障害者福祉法施行規則改正 (平成 31 年 4 月 1 日施行) 後は入力していない。	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	更生医療判定台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部障がい者福祉相談所	
個人情報ファイルの利用目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく更生医療の支給判定を管理することを目的とする。	
記録項目	1.カナ氏名、2.氏名、3.管轄区、4.更生医療内容、5.依頼日、6.依頼事項、7.受付日、8.受付番号、9.判定結果、10.状態区分、11.有効期間自、12.有効期間至、13.入院日数、14.通院月数、15.通院日数、16.来所巡回、17.障害名、18.現症、19.医療の具体的方針、20.医療機関名、21.医師名、22.入院医療費、23.通院医療費、24.手術、25.投薬、26.注射、27.処置、28.検査、29.基本診療、30.入院、31.移送費、32.その他、33.判定書備考、34.世帯管理番号、35.郵便番号、36.対象者との続柄、37.生年月日、38.性別、39.住民区分、40.住所	
記録範囲	・更生医療の支給申請を行い、区役所から判定を依頼された者。	
記録情報の収集方法	・支給申請書 ・意見書 ・判定依頼書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができ	—	

る期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	補装具判定台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部障がい者福祉相談所	
個人情報ファイルの利用目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の支給判定を管理することを目的とする。	
記録項目	1.市町村名、2.サービス名、3.カナ氏名、4.氏名、5.管轄区、6.大種目、7.依頼日、8.依頼事項、9.受付日、10.受付番号、11.判定結果、12.状態区分、13.来所巡回、14.障害名、15.児者区分、16.購入修理、17.職業、18.現在状況、19.入所施設名、20.退院見込日、21.業者名、22.検査日、23.特例補装具、24.特例補装具内容、25.種目1、26.左右1、27.金額1、28.種目2、29.左右2、30.金額2、31.技術的助言、32.障害状況、33.処方、34.使用効果見込、35.付属品、36.シートの色、37.付属品合計金額、38.歩行能力、39.車椅子の移動能力、40.オーダー・既製品の別、41.プッシュアップ、42.トランスファーの状況、43.使用目的、44.上肢機能程度、45.下肢機能程度、46.歩行能力程度、47.コントロールボックス、48.コントロールボックス備考、49.手動車椅子操作可否、50.手動車椅子操作可否備考、51.電動車椅子操作可否、52.電動車椅子操作可否備考、53.電動車椅子操作知識可否、54.電動車椅子操作知識可否備考、55.判定書備考、56.備考2、57.備考3、58.世帯管理番号、59.郵便番号、60.対象者との続柄、61.生年月日、62.性別、63.住民区分、64.住所、65.借受の意向、66.借受期間自、67.借受期間至	
記録範囲	・補装具の支給申請を行い、区役所から判定を依頼された者。	
記録情報の収集方法	・支給申請書 ・意見書・処方箋 ・判定依頼書 ・申請理由書 ・来所相談申込書 ・補助情報確認票 ・特例補装具費支給意見書 ・見積書 ・意見書 ・本人・家族・事業者からの聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号

	(電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考	記録項目の「職業」は入力していない。	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	精神障害者保健福祉手帳受給者台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター	
個人情報ファイルの利用目的	精神保健福祉法第 4 5 条に基づき精神障害者保健福祉手帳の決定、受給等の履歴の記録・確認のために利用する。	
記録項目	資格状態・氏名・性別・年齢・住所・方書・保護者氏名・申請区分・申請受理日・判定会日・結果更新日・結果・交付日・更新・再交付日・手帳番号・有効期限・等級・受取窓口・受給者番号・有効期間（自）・有効期間（至）・増異動日・増異動事由・減異動日・減異動事由・管轄区・判定時添付書類	
記録範囲	精神障害者保健福祉手帳の申請を行った者	
記録情報の収集方法	本人提出の申請書・診断書・年金証書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他の地方公共団体 各警察署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （ 電算処理ファイル ）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （ マニュアル処理ファイル ）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	自立支援医療費（精神通院医療）受給者台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター	
個人情報ファイルの利用目的	障害者自立支援法に基づく自立支援医療費（精神通院医療）の受給者証の認定、受給等の記録・確認のために利用する。	
記録項目	宛名番号・資格状態・氏名・生年月日・性別・住民区分・郵便番号・住所・方書・電話番号・受付窓口・管轄区・受給者番号・有効期間（自）・有効期間（至）・申請者宛名番号・申請者カナ氏名・申請者氏名・申請者生年月日・申請者性別・申請者郵便番号・申請者住所・申請者方書・保護者宛名番号・保護者カナ氏名・保護者氏名・保護者生年月日・保護者性別・保護者郵便番号・保護者住所・保護者方書・対象者との続柄・申請区分・新規申請理由・変更理由・申請受理日・判定会日・重度かつ継続・所得区分・負担上限額・保険の種類・保険者番号・保険者名・保険記号・保険番号・医療機関・薬局名・訪問看護・身障手帳種別・身障手帳等級・療育手帳程度・増異動事由・増異動日・減異動事由・減異動日・被保険者番号・要介護度・介護認定有効期間・保護開始日・保護廃止日・DV該当	
記録範囲	自立支援医療費（精神通院医療）の申請を行った者	
記録情報の収集方法	本人提出の申請書・意見書・健康保険証	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他の地方公共団体 精神保健福祉室	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情	—	

報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	来所相談統計	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター	
個人情報ファイルの利用目的	精神保健福祉法による相談支援に関する事務	
記録項目	対応日（月日）・氏名・フリガナ・性別・年齢（歳代）・職業・住所・市内（区）・市外（市町村）・相談者続柄・相談者の性別・相談内容（主訴）	
記録範囲	相談者および相談対象者	
記録情報の収集方法	相談者からの情報収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	電話相談統計	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター	
個人情報ファイルの利用目的	精神保健福祉法による相談支援に関する事務	
記録項目	対応日（月日）・氏名・フリガナ・性別・年齢（歳代）・職業・住所・市内（区）・市外（市町村）・相談者続柄・相談者の性別・相談内容（主訴）	
記録範囲	相談者および相談対象者	
記録情報の収集方法	相談者からの情報収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	相談受付台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター	
個人情報ファイルの利用目的	精神保健相談指導の相談履歴の確認のため利用するもの。	
記録項目	1.氏名、2.生年月日、3.性別、4.区名、5.住所、6.受付日、7.受付経路、8.備考	
記録範囲	本人及び家族等が相談した者	
記録情報の収集方法	本人及び家族や関係者等からの聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	医療保護入院届 管理台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター	
個人情報ファイルの利用目的	精神保健福祉法に基づき、精神医療審査会事務に使用。	
記録項目	1.合議体、2.病院番号、3.氏名、4.フリガナ、5.生年月日、6.性別、7.住所、8.同意者、9.医療保護入院日、10.入院届受理日、11.移送の有無、12.退院日、13.退院届出受理日、14.退院後処遇、15.主たる精神障害、16.区分、17.適正退院確認欄、18.受付月	
記録範囲	医療保護入院届及び退院届が出された者	
記録情報の収集方法	精神保健福祉法第 33 条第 7 項による医療保護入院者の入院届 精神保健福祉法第 33 条の 2 による医療保護入院者の退院届	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	こころの健康センター 精神医療審査会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	定期病状報告管理台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター	
個人情報ファイルの利用目的	精神保健福祉法に基づき、精神医療審査会事務に使用。	
記録項目	1.合議体、2.病院番号、3.氏名、4.フリガナ、5.生年月日、6.性別、7.住所、8.医療保護入院日、9.受理日、10.前回の提出日、11.受付月	
記録範囲	医療保護入院の定期病状報告がなされた者	
記録情報の収集方法	精神保健福祉法第 38 条の 2 による定期病状報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	こころの健康センター 精神医療審査会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	精神保健相談記録票	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター	
個人情報ファイルの利用目的	精神保健相談指導の相談ファイル	
記録項目	1.相談年月日、2.相談方法、3.相談者、4.対象者、5.主な相談内容、6.相談概要、7.対応・処遇	
記録範囲	本人及び家族等が相談した者	
記録情報の収集方法	本人及び家族や関係者等からの聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	指定難病医療費受給者データベース	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局保健衛生部医療政策課	
個人情報ファイルの利用目的	難病の患者に対する医療費等に関する法律（難病法）に基づく指定難病医療費受給者の資格要件や認定、決定、受給等の履歴の記録・確認のために利用する。	
記録項目	1.健管番号、2.氏名、3.生年月日、4.性別、5.電話番号、6.申請日、7.受給者者番号、8.交付日、9.決裁情報、10.決裁日	
記録範囲	指定難病医療費受給者	
記録情報の収集方法	本人提出の申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活衛生施設管理システム理容所台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局保健衛生部生活衛生課	
個人情報ファイルの利用目的	理容師法に基づく理容所開設要件や開設検査確認証の交付、変更履歴の記録・確認のため使用する。	
記録項目	1.施設コード、2.施設名称、3.営業所所在地、4.小学校区、5.ゼンリン地図、6.営業所電話番号、7.開設者氏名、8.管理理容師、9.受付番号、10.確認番号、11.登録コード、12.確認日、13.受付日、14.手数料、15.廃業日、16.開設者生年月日、17.開設者住所、18.開設者電話番号、19.代表者氏名、20.代表者役職、21.管理理容師住所、22.管理理容師生年月日、23.管理理容師電話番号、24.開設者免許取得県、25.開設者免許番号、26.開設者免許取得日、27.開設者管理免許番号、28.開設者管理免許取得日、29.管理理容師免許取得県、30.管理理容師免許番号、31.管理理容師免許取得日、32.管理理容師管理免許番号、33.管理理容師管理免許取得日、34.組合コード、35.床面積変更有無、36.椅子数変更有無、37.待合所床面積、38.作業所床面積、39.理容椅子数、40.理容所従事者（理容師）41.免許者数、42.理容所管理履歴	
記録範囲	理容所開設申請及び開設検査確認を受けた者	
記録情報の収集方法	本人提出の理容所開設届、理容所変更届	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	熊本県理容生活衛生同業組合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	あり（→備考に記入）	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情	—	

報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	理容師法第 11 条第 2 項

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活衛生施設管理システム美容所台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局保健衛生部生活衛生課	
個人情報ファイルの利用目的	美容師法に基づく美容所開設要件や開設検査確認証の交付、変更履歴の記録・確認のため使用する。	
記録項目	1.施設コード、2.施設名称、3.営業所所在地、4.小学校区、5.ゼンリン地図、6.営業所電話番号、7.開設者氏名、8.管理美容師、9.受付番号、10.確認番号、11.登録コード、12.確認日、13.受付日、14.手数料、15.廃業日、16.開設者生年月日、17.開設者住所、18.開設者電話番号、19.代表者氏名、20.代表者役職、21.管理美容師住所、22.管理美容師生年月日、23.管理美容師電話番号、24.開設者免許取得県、25.開設者免許番号、26.開設者免許取得日、27.開設者管理免許番号、28.開設者管理免許取得日、29.管理美容師免許取得県、30.管理美容師免許番号、31.管理美容師免許取得日、32.管理美容師管理免許番号、33.管理美容師管理免許取得日、34.組合コード、35.床面積変更有無、36.椅子数変更有無、37.待合所床面積、38.作業所床面積、39.セット椅子数、40.洗髪椅子数、41.美顔椅子数、42.美容所従事者（美容師）、43.免許者数、44.美容所管理履歴	
記録範囲	美容所開設申請及び開設検査確認を受けた者	
記録情報の収集方法	本人提出の美容所開設届、美容所変更届	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	熊本県美容業生活衛生同業組合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	あり（→備考に記入）	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	美容師法第 11 条第 2 項

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活衛生施設管理システムクリーニング所台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局保健衛生部生活衛生課	
個人情報ファイルの利用目的	クリーニング業法に基づくクリーニング所開設要件や開設検査確認証の交付、変更履歴の記録・確認のため使用する。	
記録項目	1.施設コード、2.クリーニング所形態、3.施設名称、4.営業所所在地、5.小学校区、6.営業所電話番号、7.開設者氏名、8.洗濯物取扱有無、9.受付番号、10.確認番号、11.登録コード、12.受付日、13.確認日、14.廃業日、15.手数料、16.ゼンリン地図、17.開設者生年月日、18.開設者住所、19.開設者電話番号、20.代表者氏名、21.代表者役職、22.管理者氏名、23.管理者生年月日、24.管理者住所、25.管理者電話番号、26.開設者免許取得県、27.開設者免許番号、28.開設者免許取得日、29.管理者免許取得県、30.管理者免許番号、31.管理者免許取得日、32.組合コード、33.床面積変更有無、34.委託クリーニング所名、35.作業場床面積、36.洗場(ワッシャー)、37.洗場(脱水機)、38.使用水、39.水洗機情報、40.ドライ機情報、41.クリーニング所管理履歴	
記録範囲	クリーニング所開設申請及び開設検査確認を受けた者	
記録情報の収集方法	本人提出のクリーニング所開設届、クリーニング所変更届	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	熊本県クリーニング生活衛生同業組合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	あり (→備考に記入)	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができ	—	

る期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	クリーニング業法第 5 条第 3 項

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活衛生施設管理システム貯水槽水道施設管理台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局保健衛生部生活衛生課	
個人情報ファイルの利用目的	熊本市簡易専用水道取扱要綱、熊本市小規模受水槽水道及び飲用井戸の衛生管理に関する指導要綱に基づく、設置者及び変更履歴の記録・確認のため使用する。	
記録項目	1.施設コード、2.受付番号、3.受付日、4.廃業日、5.種別、6.建築物名称、7.建築物所在地、8.郵送先、9.設置者氏名、10.設置者住所、11.代表者役職、12.代表者氏名、13. 設置者電話番号、14.管理者氏名、15.管理者住所、16.管理者電話番号、17.建築構造、18.建築用途、19.延床面積、20.地上階数、21.地下階数、22.竣工年、23.特建該当、24.使用用途、25.使用水量、26.直結栓、27.給水方式、28.給水方式その他、29.受水槽設置場所、30.受水槽設置方法、31.受水槽材質、32.受水槽容量、33.設置年月日、34.合計容量、35.基数、36.副受水槽設置場所、37.副受水槽設置方法、38.副受水槽材質、39.副受水槽合計容量、40.副受水槽基数、41.高置水槽場所、42.高置水槽ポンプ形態、43.高置水槽材質、44. 高置水槽合計容量、45.高置水槽基数、46.給水管材質、47.給水管理、48.貯水槽清掃、49.滅菌器設備、50、貯水槽水道水質検査履歴	
記録範囲	貯水槽水道施設の設置届を提出した者	
記録情報の収集方法	本人提出の簡易専用水道設置届、小規模受水槽水道設置報告書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	あり（→備考に記入）	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名	（名 称）— （所在地）—	

称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	熊本市簡易専用水道取扱要綱第 2 条第 2 項及び第 3 項

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活衛生施設管理システム飲用井戸台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局保健衛生部生活衛生課	
個人情報ファイルの利用目的	熊本市小規模受水槽水道及び飲用井戸の衛生管理に関する指導要綱に基づく、設置情報の記録・確認のために使用する。	
記録項目	1.施設コード、2.受付番号、3.登録コード、4.受付日、5.廃業日、6.建築物名称、7.建築物所在地、8.ゼンリン地図、9.設置者氏名、10.設置者住所、11.代表者役職、12.代表者氏名、13.設置者生年月日、14.設置者電話番号、15.管理者氏名、16.管理者住所、17.管理者電話番号、18.井戸区分、19.井戸深さ、20.取水位置、21.滅菌器有無、22.井戸用途、23.井戸種類、24.使用開始日、25.一日利用者数、26.上水道敷設形態、27.上水道直結栓、28.給水方法、29.飲用井戸水質検査履歴	
記録範囲	飲用井戸設置届を提出した者	
記録情報の収集方法	本人提出の飲用井戸設置報告書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活衛生施設管理システム墓地管理台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局保健衛生部生活衛生課	
個人情報ファイルの利用目的	墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂又は火葬場を経営許可要件や経営許可証の交付、変更履歴の記録・確認のため使用する。	
記録項目	1.墓地コード、2.許可番号、3.許可日、4.許可申請日、5.廃止許可年月日、6.墓地等の名称、7.墓地等の所在地、8.申請者氏名、9.申請者住所、10.管理者氏名、11.管理者住所、12.許可の条件、13.墓地等の種類、14.墓地等の形態、15.敷地面積（登記） 16. 敷地面積（実測） 17.墓域面積、18.区画数、19.納骨堂建築延面積、20.納骨壇数、21.駐車場台数、22.便器数、23.事前協議受付年月日、24.事前協議済書交付年月日、25.申請者電話番号、26. 管理者電話番号、27.ゼンリン地図、28.工事しゅん工予定年月日、29.許可区分、30.事前協議済証番号、31.受付番号、32.他の経営墓地等、33.変更履歴、34.指導履歴	
記録範囲	墓地等の経営許可申請及び経営許可を受けた者	
記録情報の収集方法	本人提出の墓地等経営許可証、墓地等管理者設置届、墓地管理者変更届	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	庁内	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	あり（→備考に記入）	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 2 項

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事務	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局保健衛生部動物愛護センター	
個人情報ファイルの利用目的	狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射履歴の記録・確認のために利用する。	
記録項目	1.所有者情報（住所、氏名、電話番号） 2.所有犬情報（登録番号、登録年月日、種類、名前、生年月日、毛色、性別、その他特徴、所在地） 3.所有犬の注射履歴、4.変更履歴、5.その他	
記録範囲	犬の登録を行った者	
記録情報の収集方法	本人からの提出書類（登録申請書、登録事項変更届出書、死亡届、狂犬病予防注射接種証明書）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	不明・保護犬猫の情報収集に関する事務	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局保健衛生部動物愛護センター	
個人情報ファイルの利用目的	迷子動物及び保護動物の情報を管理し、飼い主と保護主のマッチングのために利用する。	
記録項目	1.受付番号、2.受付日、3.動物種、4.動物の毛色、5.動物の性別、6.動物の年齢、7.首輪の有無、8.動物の特徴、9.不明日又は保護日、10.不明時間又は保護時間、11.住所、12.氏名、13.電話番号	
記録範囲	迷子動物の飼い主及び動物を保護した者	
記録情報の収集方法	本人からの聴き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （ 電算処理ファイル ）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （ マニュアル処理ファイル ）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	犬猫等の苦情相談に関する事務	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局保健衛生部動物愛護センター	
個人情報ファイルの利用目的	犬猫等に関する苦情相談に対応するために利用する。	
記録項目	1.受付番号、2.受付日、3.氏名、4.住所、5.電話番号、6.対象者氏名、7.対象者住所、8.対象者電話番号、9.対象区、10.地図上の位置、11.相談項目、12.相談内容、13.対応内容、14.対応項目	
記録範囲	犬猫等に関する苦情相談を寄せた者	
記録情報の収集方法	本人からの聴き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	熊本市生活衛生施設管理システム	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局保健衛生部食品保健課	
個人情報ファイルの利用目的	食品衛生法に基づく許可・届出 監視指導のため	
記録項目	1．申請日、2．施設コード、3．許可日、4．許可番号、5．許可年数、6．許可期限、7．申請者氏名、8．申請者住所、9．生年月日、10. 申請者電話番号、11.屋号・商号、12.営業所住所、13.業種コード、14.申請手数料、15.営業所電話番号、16.使用水コード、17.責任者氏名、18.責任者資格、19 情報公開の有無	
記録範囲	食品衛生法上の許可を受けた者 食品衛生法上の届出を受理された者	
記録情報の収集方法	本人提出の営業許可申請書 本人提出の営業届	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察、裁判所、税務署、弁護士会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	

備 考	
-----	--

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	肝炎治療費助成申請台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局保健衛生部感染症対策課	
個人情報ファイルの利用目的	熊本県がおこなう肝炎治療費助成の申請書を熊本市保健所へ提出された方の記録、確認用	
記録項目	1.申請日、2.氏名、3.生年月日、4.住所、5.受付日、6.治療予定期間、7.治療薬、8.医療機関名	
記録範囲	肝炎治療費助成を申請した者	
記録情報の収集方法	本人提出の申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	熊本県 健康危機管理課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（ 情報公開窓口 ） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （ 電算処理ファイル ）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （ マニュアル処理ファイル ）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	予防接種等の接種履歴	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局保健衛生部感染症対策課	
個人情報ファイルの利用目的	予防接種の接種履歴の保管・管理のため	
記録項目	1.健管番号、2.氏名、3.生年月日、5.年齢 6.住所、7.接種日、8.ワクチン種別 9.実施医療機関	
記録範囲	予防接種等の接種を受けた者	
記録情報の収集方法	本人または保護者提出の予防接種予診票	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	本人又は保護者並びに予防接種実施医療機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	予防接種免除対象者予診票発行申請受付簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局保健衛生部感染症対策課	
個人情報ファイルの利用目的	予防接種自己負担免除対象者用予診票発行申請書兼同意書を提出された方の申請受付の記録・発行の確認のため	
記録項目	1.申請日、2.氏名、3.ワクチン種別、4.判定 5.発送日、6.受付場所	
記録範囲	予防接種自己負担免除対象者用予診票発行申請書兼同意書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人または代理人提出の予防接種自己負担免除対象者用予診票発行申請書兼同意書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	予防接種依頼書受付簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局保健衛生部感染症対策課	
個人情報ファイルの利用目的	市外での定期予防接種の実施に係る予防接種依頼書の受付の記録・発行の確認のため	
記録項目	1.申請日、2.住所、3.被接種者氏名、4..被接種者氏名（かな）5.生年月日、6.予防接種の種類、7.郵便番号、8.送付先、9.連絡先、10.申請者、11.依頼先、12.理由、13.発番、14.決裁日、15.発送日	
記録範囲	市外での定期予防接種のため、予防接種依頼書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人または保護者提出の熊本市予防接種依頼申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	風しん費用助成受付簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局保健衛生部感染症対策課	
個人情報ファイルの利用目的	風しん予防接種費用助成の申請受付の記録・支払の確認のため	
記録項目	1.申請日、2.受付日、3.申請者、4.助成金、5.支払額、6.郵便番号、7.住所、8.発番、9.連絡先、10.会計総室送付日、11.発送日	
記録範囲	風しん予防接種費用助成申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人提出の風しん予防接種費用申請書、領収書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （ 所在地 ）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）— （ 所在地 ）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（接種証明書）発行履歴	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局保健衛生部感染症対策課	
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナワクチン接種証明書の発行履歴の記録・確認のために利用する。	
記録項目	1.発行日、2.氏名、3.氏名（カナ） 4.氏名（ローマ字） 5.生年月日、6.旅券番号、7.証明書 ID	
記録範囲	新型コロナワクチン接種証明書の申請を行い、交付を受けた者	
記録情報の収集方法	本人提出の新型コロナワクチン接種証明書申請情報（紙申請書または電子申請内容）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	風しん抗体検査受診券発行簿台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局保健衛生部感染症対策課	
個人情報ファイルの利用目的	風しん抗体検査受診券の申請受付の記録・発行の確認のため	
記録項目	1.申込日、2.氏名、3.生年月日、5.年齢、6.住所、7.申請者区分、8.抗体検査受検歴、9.発行日	
記録範囲	風しん抗体検査受診券の申請を受け付けた者	
記録情報の収集方法	風しん抗体検査受診券申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	結核の接触者健康診断台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局保健衛生部感染症対策課	
個人情報ファイルの利用目的	結核の接触者健康診断対象者の管理のため	
記録項目	1.登録番号 2.結核発生集団名 3.氏名 4.生年月日 5.年齢 6.住所 7.電話番号 8.健診予定年月 11.健診内容 12.健診結果	
記録範囲	結核の接触者健康診断対象者	
記録情報の収集方法	疫学調査をふまえた所内カンファレンス	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	結核・肺がん検診名簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局保健衛生部感染症対策課	
個人情報ファイルの利用目的	結核検診の受診者履歴の記録・支払確認・要精密者管理のため	
記録項目	1.受診番号 2.検診日 3.氏名 4.生年月日 5.年齢 6.性別 7.住所 8.X線判定	
記録範囲	結核・肺がん検診を受けた者	
記録情報の収集方法	本人提出の問診票	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	■法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	新型コロナウイルス感染者情報管理システム	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉局保健衛生部新型コロナウイルス感染症対策課	
個人情報ファイルの利用目的	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく新型コロナウイルス感染者の情報（療養先決定、診査会、帳票等）を整理するため。	
記録項目	住所、氏名、年齢、生年月日、症例番号、HER-SYSID、発症日、診断日、確定日、公表日、基礎疾患、身長、体重、BMI、クラスター、リンク、入院日、退院日、入所日、退所日、重症度、自宅療養開始日、療養解除日、死亡日、通知日、発送日、診査会日、発送番号	
記録範囲	熊本市保健所が管轄する新型コロナウイルス感染者	
記録情報の収集方法	HER-SYS、本人及び家族からの聞き取り、病院からの聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		